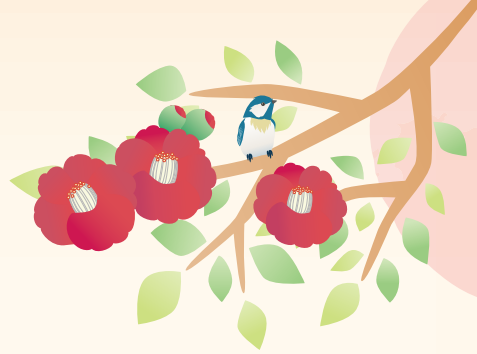




八幡市高齢者健康福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

誰もが「健康」で「幸せ」に
暮らし続けられるまち・やわた



令和3年3月

八幡市

はじめに

本市におきましては、令和2年（2020年）10月1日現在の高齢化率は31.2%となっており、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢化率が32.6%と、緩やかに上昇するとともに、75歳以上人口の割合も19.8%と2割に迫るなど、さらなる高齢化の進展が見込まれております。



また、要介護等認定者数も年々増加し、令和7年（2025年）には5,192人、認定率23.2%と高齢者の約4人に1人が要介護等認定者になると見込まれております。

このような中で、高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、健康活動の成果に応じてポイントが貯まる「やわた未来いきいき健幸プロジェクト」や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

本市では、平成30年（2018年）3月に、まちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第5次八幡市総合計画」を策定し、基本目標のひとつに『誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた』』と掲げております。

八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画では、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域包括ケアシステムの推進などに取り組んでまいります。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様を始め、策定にご尽力を賜りました八幡市介護保険事業計画等策定委員会の皆様並びに関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

八幡市長

堀口文昭

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 第8期介護保険事業計画策定のポイント	4
5 計画の策定体制	5
第2章 八幡市の高齢者を取り巻く現状	7
1 人口・世帯の動向	7
2 要介護認定者の状況	9
3 日常生活圏域ごとの状況	11
4 高齢者の状況及び意向	13
5 八幡市高齢者健康福祉計画及び第7期介護保険事業計画の評価	21
6 2040年の八幡市の姿	28
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 八幡市の高齢者を取り巻く課題	36
4 施策体系	38
第4章 施策の方向性	39
基本目標1 健康づくりと介護予防の推進	39
基本目標2 地域包括ケアの推進	53
基本目標3 認知症施策の推進	64
基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備	70
基本目標5 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営	79
第5章 介護保険事業計画の展開	85
1 介護保険事業の推計の手順	85
2 介護保険サービスの充実	86
3 介護保険サービスの見込み	88
4 標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付費の見込み	91
5 介護保険料基準額の設定	92

第6章 計画の進行管理 97

- 1 計画の進行管理 97
- 2 評価指標 98

資料編 99

- 1 八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項 99
- 2 八幡市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿 101
- 3 計画の策定経過 102
- 4 用語解説 103

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨・背景

わが国の65歳以上の人口は、令和2年（2020年）10月1日時点の概算値の推計人口では3,619万人を超え、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。高齢者数は令和24年（2042年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

国では、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、第6期介護保険事業（支援）計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））以降、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組んできました。

本市においては、令和2年（2020年）9月末現在、総人口が70,469人で、そのうち65歳以上の高齢者が21,990人、高齢化率は31.2%となっています。人口は既に減少期を迎えているものの、今後、高齢者人口は増加傾向となっており、支援を必要とする人の多い75歳以上の後期高齢者も増加し続ける見込みとなっています。

今後、団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年（2040年）には、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。

また、令和7年（2025年）以降は、担い手である生産年齢人口（15～64歳人口）の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれており、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

このような高齢者を取り巻く状況や課題を踏まえ、令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの推進や、その先の令和22年（2040年）を見越した介護サービス基盤の整備を進めていくことが求められています。

このため、「八幡市高齢者健康福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）の取組について検証を行い、健康寿命の延伸と医療・介護の連携により、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、「八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

高齢者福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、策定するものです。

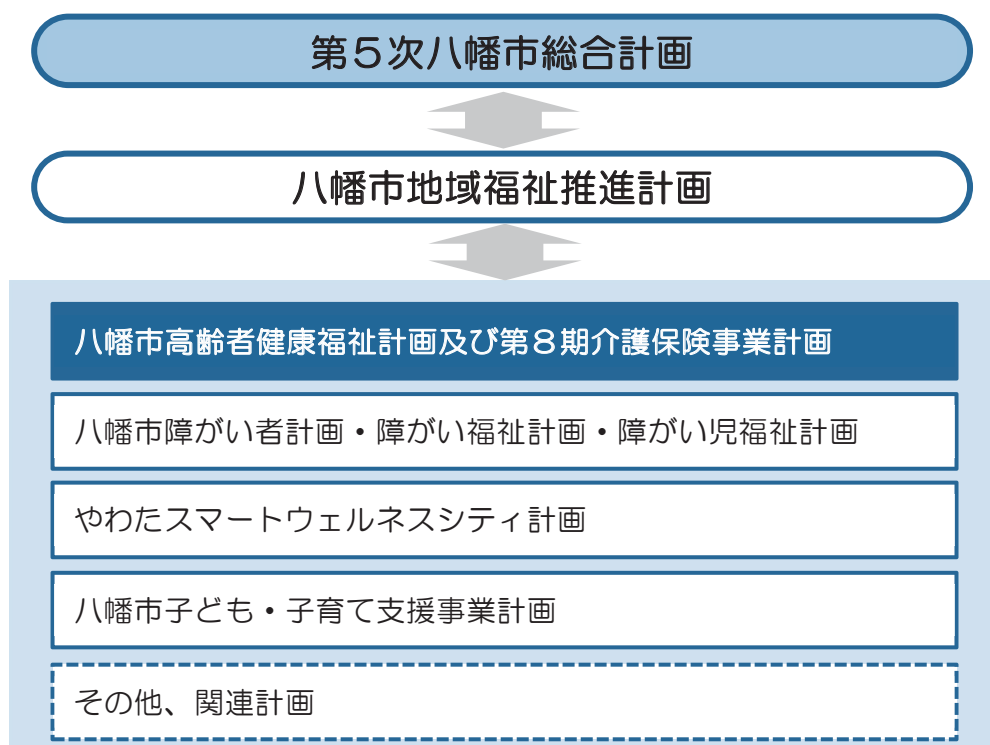
高齢者福祉計画は介護保険事業計画を内包する位置付けにあることから、本市では両計画を一体化して策定します。

(2) 八幡市総合計画との整合

本計画は、本市における最上位計画である「第5次八幡市総合計画」に掲げられた将来都市像「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち ～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～」の実現に向けて、高齢者福祉に関する分野別計画として策定するものです。

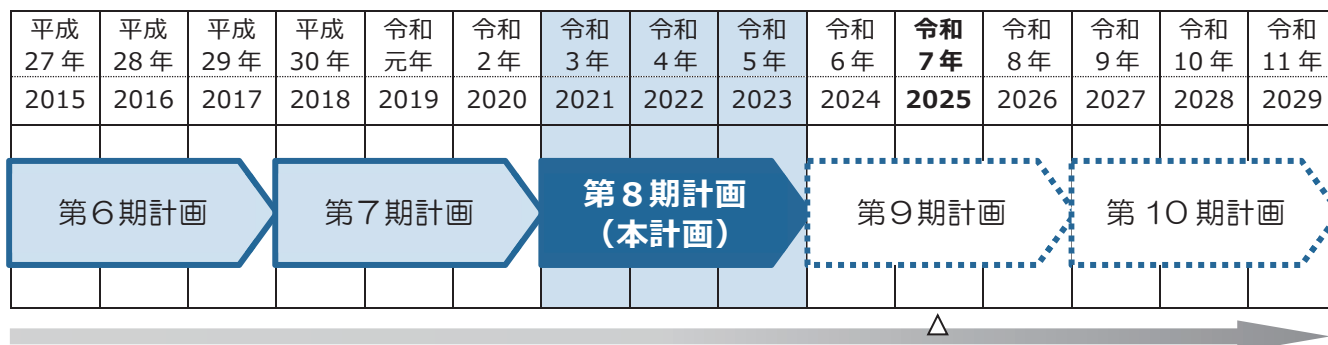
(3) 八幡市地域福祉推進計画等の関連計画との整合

上位計画として市の地域福祉を推進するための「八幡市地域福祉推進計画」をはじめ、高齢者を含む障がいのある人の自立支援については「八幡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、介護予防や高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策等については「やわたスマートウェルネスシティ計画」等、各分野の関連計画との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び高齢者数が最も多くなる令和22年（2040年）を見据えて段階的に取組を進めるための計画として策定しました。



4 第8期介護保険事業計画策定のポイント

今回の介護保険制度改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に向けた市町村による包括的支援体制整備のための財政的な支援をはじめ、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備や医療・介護のデータ基盤の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を目的に、以下のような改正（※）が行われます。

※主に「介護保険法」「老人福祉法」「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に係る事項

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
●市町村における既存の相談支援等の取組を活かした、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備 ●新たな事業及びその財政支援等の規定を創設及び関係法律の規定の整備
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
●地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務の規定 ●市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務の規定 ●介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
●介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定 ●医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上を目的とした、社会保険診療報酬支払基金等による被保険者番号の履歴の活用、正確な連結に必要な情報の安全性を担保した提供に関する規定
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
●介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組の追加 ●有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直し ●介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置の延長（さらに5年間延長）

5 計画の策定体制

(1) 第8期計画策定に係るアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の介護サービスや生活支援のニーズを把握するとともに、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けたサービスの在り方を検討することを目的として、65歳以上の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅で要介護認定を受けている方を対象とした「在宅介護実態調査」、市内の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員を対象とした「介護支援専門員調査」を実施しました。

(2) 策定委員会の開催

介護保険被保険者や学識経験者、保健・医療・福祉関係者等により構成された策定委員会において、現状・課題分析をはじめ、計画の方向性、目標達成に向けた方策の在り方等に関する検討を行いました。

(3) 庁内関係課での検討

高齢者施策に関連する関係各課との連携を図り、第7期計画の現状・課題分析を踏まえて検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案についてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取して、その反映に努めました。



第2章 八幡市の高齢者を取り巻く現状

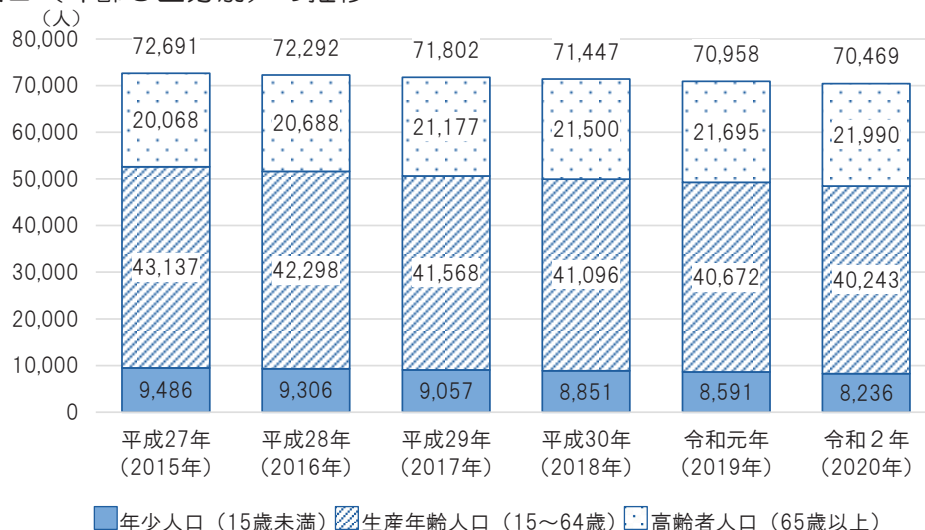
1 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、平成27年（2015年）以降、減少傾向で推移しており、令和2年（2020年）には70,469人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

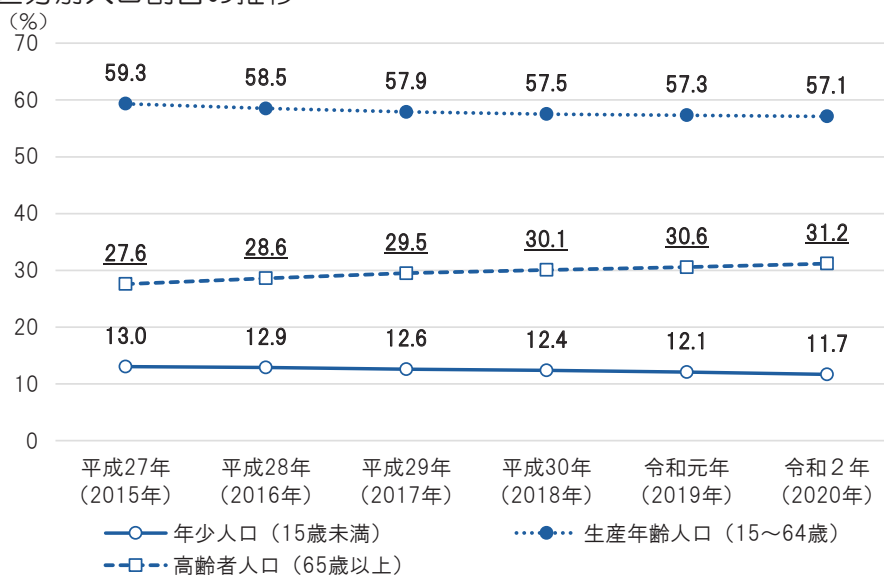
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合の高齢化率をみると、平成27年（2015年）以降、上昇傾向で推移しており、令和2年（2020年）に31.2%となっています。全国平均の28.7%（令和2年10月1日現在概算値）と比べると高い割合となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移



資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



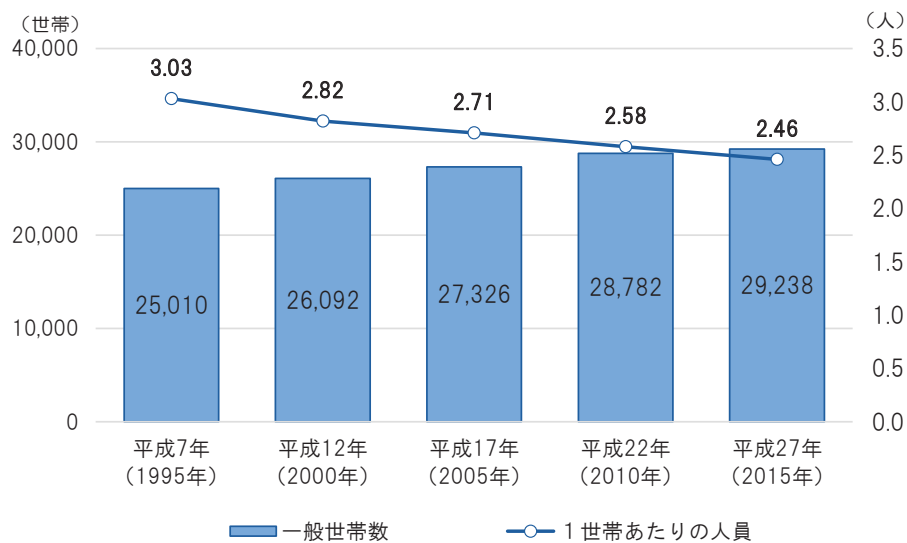
資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数をみると、平成7年（1995年）以降、増加傾向で推移している一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、平成27年（2015年）には29,238世帯で1世帯あたりの人員は2.46人となっています。

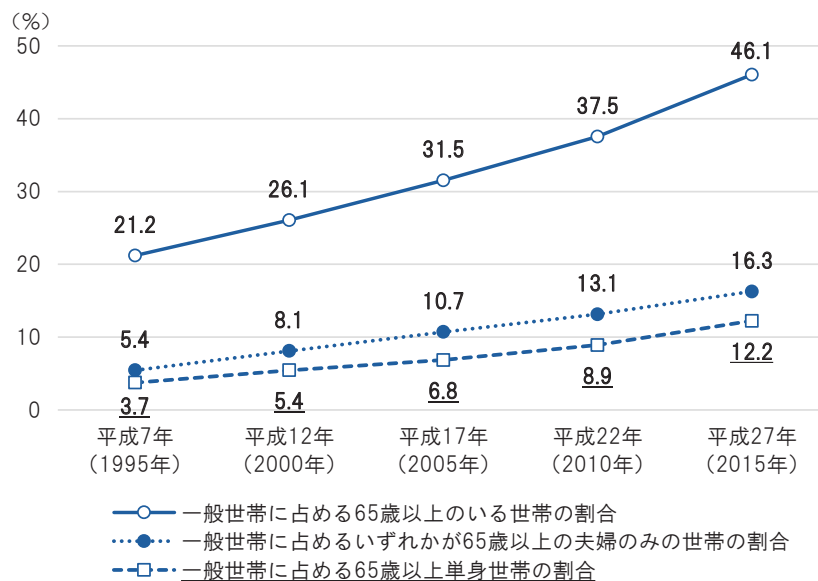
また、一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移をみると、65歳以上のいる世帯の割合は、平成27年（2015年）には4割以上（46.1%）を占め、そのうち、いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯及び65歳以上単身世帯の割合がともに1割以上となっています。

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移



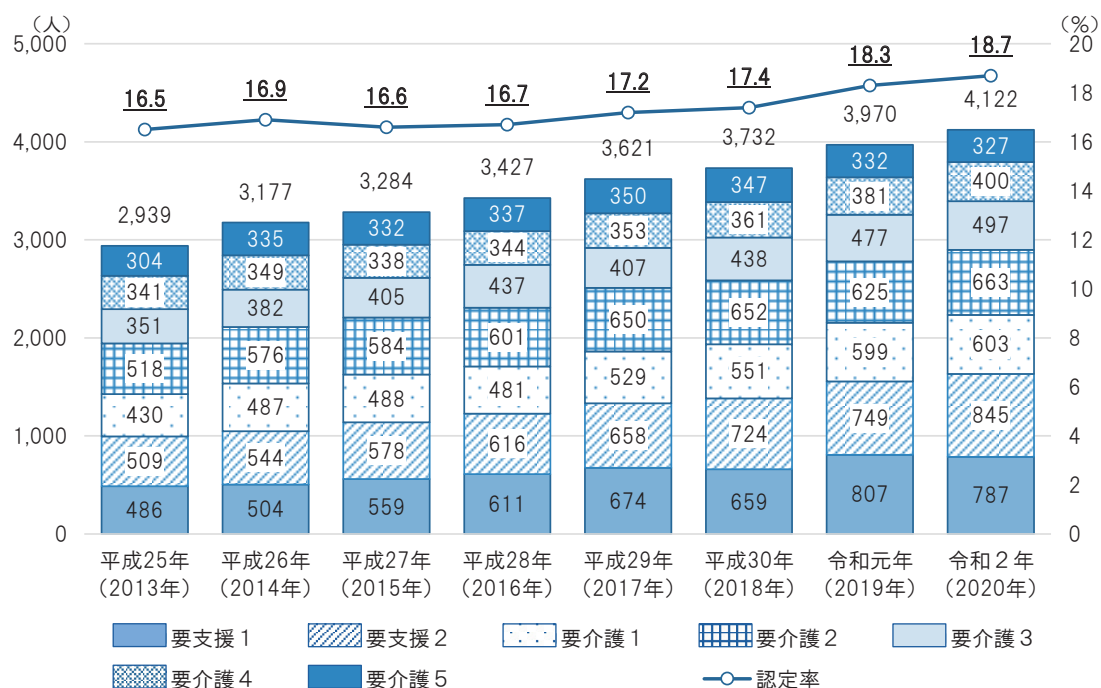
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 要介護認定者の状況

(1) 認定者数・認定率の推移

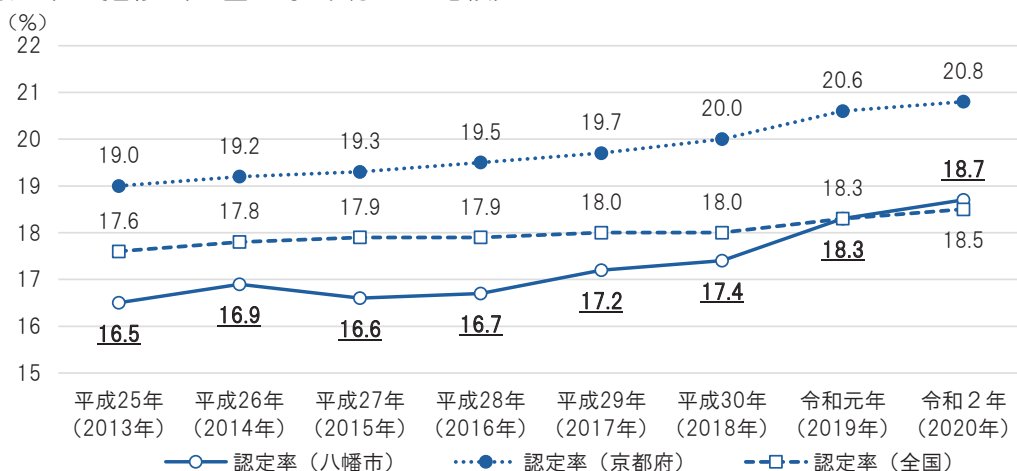
認定者数・認定率ともに増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）3月末時点で、認定者数は4,122人、認定率は18.7%となっています。認定率を全国・京都府と比較すると、低い値で推移していましたが、令和元年（2019年）以降、全国と同水準となっています。

■ 認定者数・認定率の推移



資料：平成25年～令和元年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末）
令和2年は、「介護保険事業状況報告（3月月報）」

■ 認定率の推移（全国・京都府との比較）



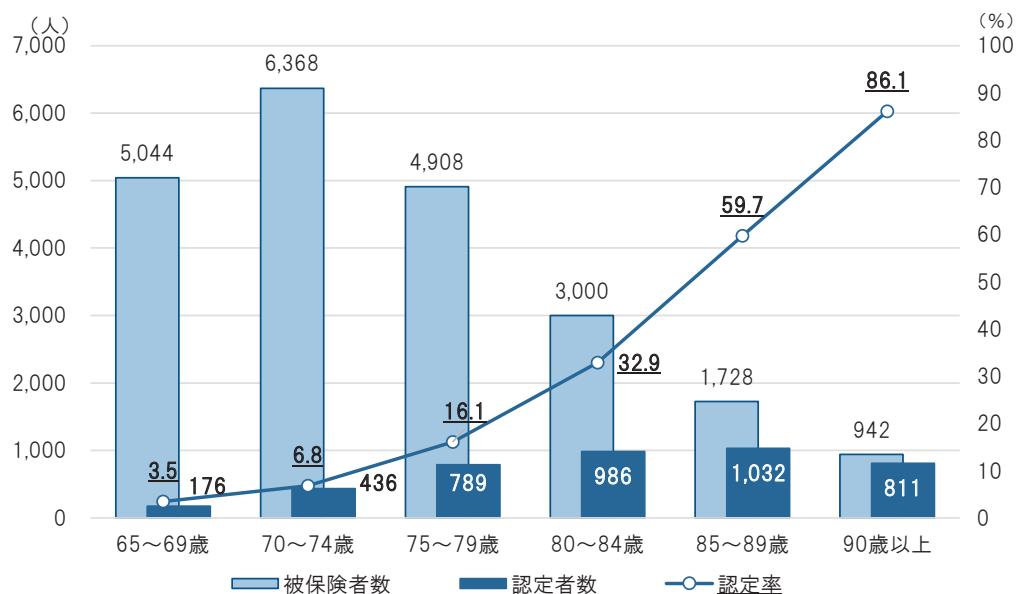
資料：平成25年～令和元年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末）
令和2年は、「介護保険事業状況報告（3月月報）」

(2) 年齢別認定率の状況

年齢区別に被保険者数、認定者数及び認定率（認定者数÷被保険者数）の状況を見ると、80歳を超えると認定率が上がり始め、85～89歳では約6割、90歳以上では9割近くを占めています。

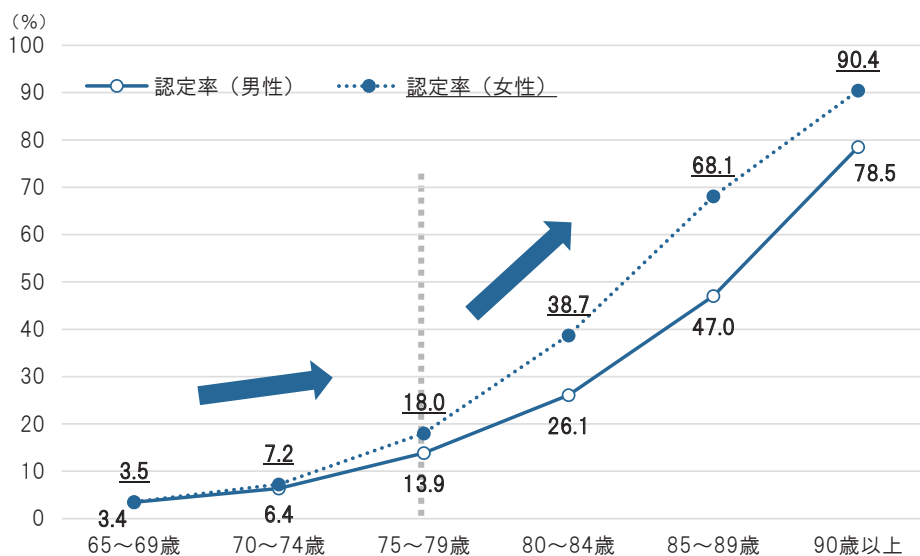
これを男女別にみると、75歳以上から女性の認定率が高くなり、80～84歳では約10ポイント、85～89歳では約20ポイントの男女差があります。

■ 高齢者（第1号被保険者）数と要介護等認定者数・認定率の状況（令和2年度）



資料：被保険者数は住民基本台帳人口（9月末現在）、認定者数は「介護保険事業状況報告（8月月報）」

■ 性別・年齢区別にみた要介護等認定率の状況（令和2年度）



資料：被保険者数は住民基本台帳人口（9月末現在）、認定者数は「介護保険事業状況報告（8月月報）」

3 日常生活圏域ごとの状況

本市における日常生活圏域は中学校区域とします。

どの圏域においても、健康で幸せに暮らし続けられるよう、より身近な場所で医療・介護・福祉が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアを推進しています。

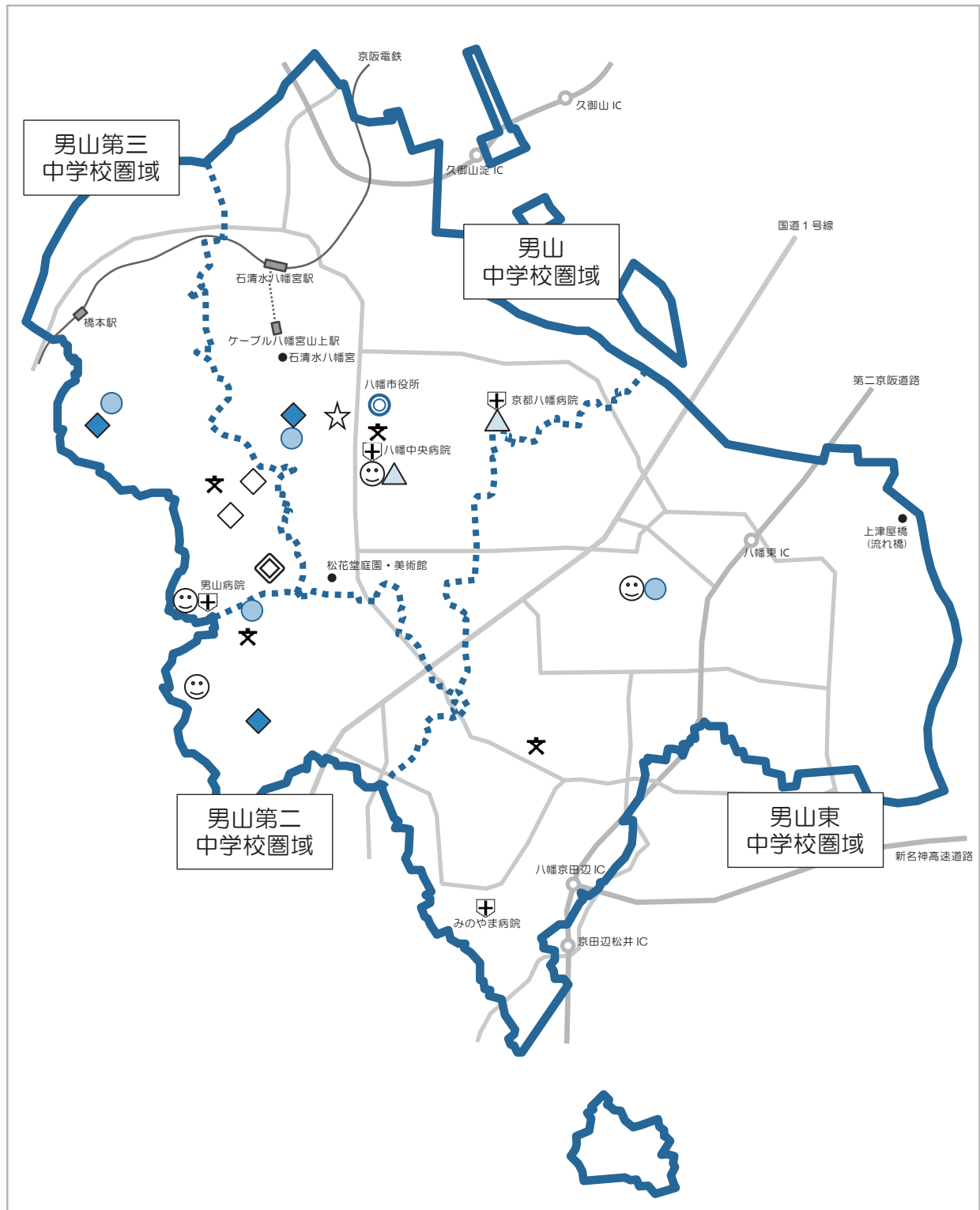
■日常生活圏域ごとの人口・高齢者数・要介護認定者数・高齢化率の推移

(単位：人)

		男山 中学校圏域	男山第二 中学校圏域	男山第三 中学校圏域	男山東 中学校圏域	合計
平成 30 年度	総人口	18,582	19,810	21,714	11,341	71,447
	40～64 歳人口	6,095	6,672	7,112	4,126	24,005
	65 歳以上人口	6,109	5,977	7,001	2,413	21,500
	75 歳以上人口	2,887	2,538	3,171	1,043	9,639
	高齢化率 (%)	32.9	30.2	32.2	21.3	30.1
	65 歳以上認定者数	1,283	973	1,188	444	3,888
	認定率 (%)	21.0	16.3	17.0	18.4	18.1
令和 元 年度	総人口	18,381	19,664	21,616	11,297	70,958
	40～64 歳人口	6,052	6,619	7,071	4,195	23,937
	65 歳以上人口	6,092	6,083	7,044	2,476	21,695
	75 歳以上人口	2,985	2,719	3,346	1,111	10,161
	高齢化率 (%)	33.1	30.9	32.6	21.9	30.6
	65 歳以上認定者数	1,333	1,028	1,237	458	4,056
	認定率 (%)	21.9	16.9	17.6	18.5	18.7
令和 2 年度	総人口	18,322	19,478	21,493	11,176	70,469
	40～64 歳人口	6,018	6,545	7,028	4,228	23,819
	65 歳以上人口	6,130	6,179	7,164	2,517	21,990
	75 歳以上人口	3,069	2,840	3,493	1,176	10,578
	高齢化率 (%)	33.5	31.7	33.3	22.5	31.2
	65 歳以上認定者数	1,359	1,061	1,262	481	4,163
	認定率 (%)	22.2	17.2	17.6	19.1	18.9

資料：人口は住民基本台帳人口、認定者数は介護保険資格台帳（各年 9 月末現在）

【日常生活圏域】



- ★ 中学校
- 😊 ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）
- 介護老人福祉施設
- ▲ 介護老人保健施設
- ◇ 小規模多機能型居宅介護
- ☆ 看護小規模多機能型居宅介護
- ◆ 認知症対応型共同生活介護
- ◈ 認知症対応型通所介護

4 高齢者の状況及び意向

令和3年度（2021年度）からの八幡市における高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とするために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護支援専門員調査を実施しました。

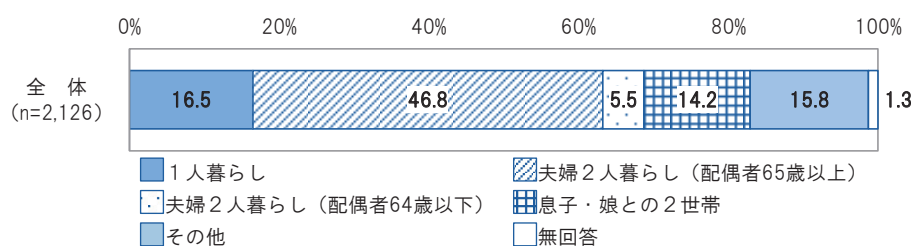
調査対象、方法、調査期間等の調査概要は以下の通りです。

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査対象	要介護1～5の認定を受けていない方から無作為抽出	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方	市内の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の方
調査方法	郵送配布－郵送回収	①訪問聞き取り調査 ②郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
対象数	3,000人	①訪問調査：600人 ②郵送調査：400人	50人
調査期間	令和2年（2020年） 2～3月	①令和元年（2019年）10月～令和2年（2020年）3月 ②令和2年（2020年）2～3月	令和2年（2020年） 2月～3月
回収状況	2,126人（70.9%）	712人（67.8%）	43人（86.0%）

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

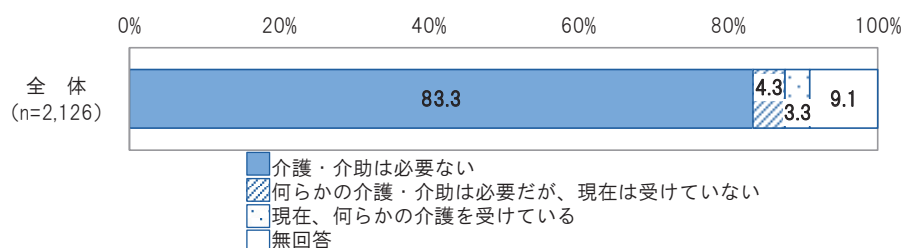
① 家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く、「1人暮らし」と合わせると、高齢者のみの世帯が6割を超えています。



② 介護の必要性

介護の必要性では、「介護・介助は必要ない」が8割以上を占め、介護が必要な人は1割未満となっています。

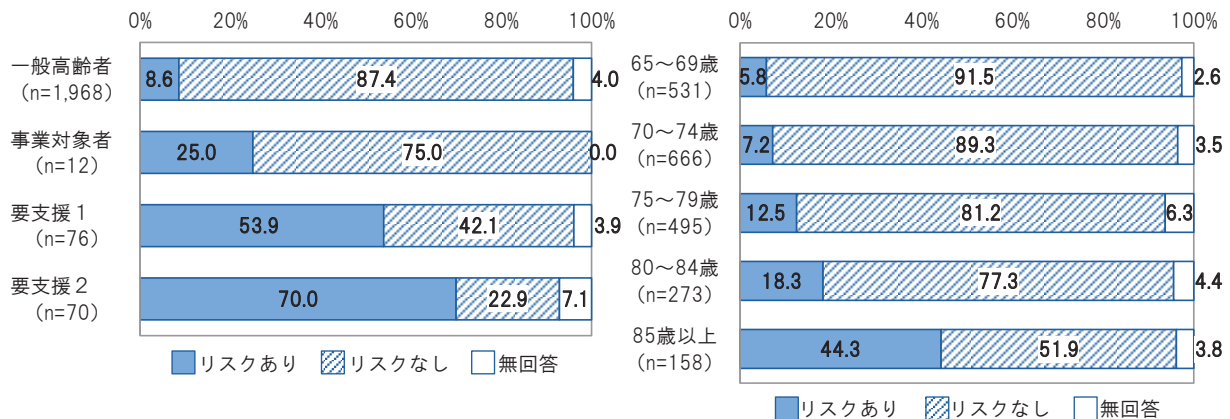


③ リスク判定

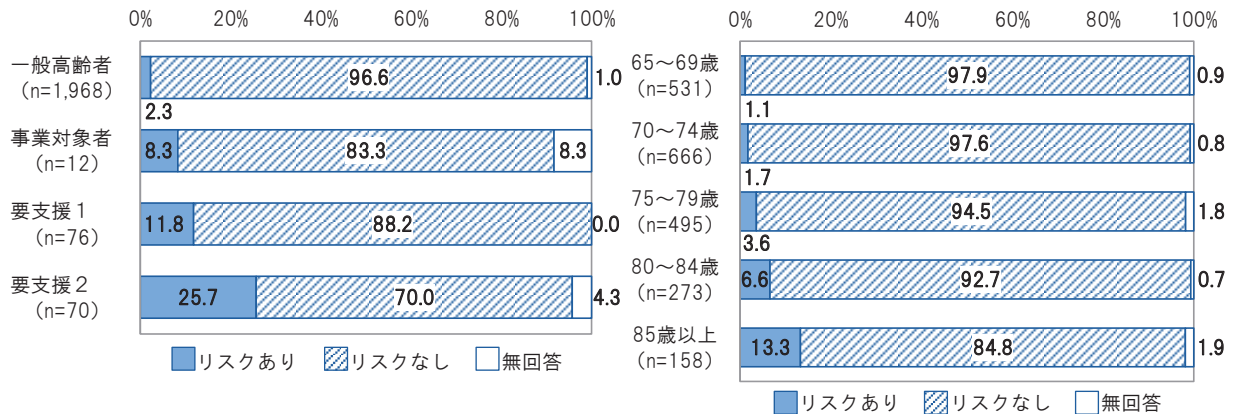
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の生活機能について評価しました。

運動器の機能低下や閉じこもりについて、「リスクあり」に該当する人の割合は、介護度や年齢が上がるにつれて高くなっており、手段的日常生活動作（IADL）の判定においても、「やや低い」と「低い」を合わせた4点以下の『低下者』に該当する人の割合は介護度や年齢が上がるにつれて高くなっており、年齢が上がるにつれて要介護になるリスクが高まることがわかります。

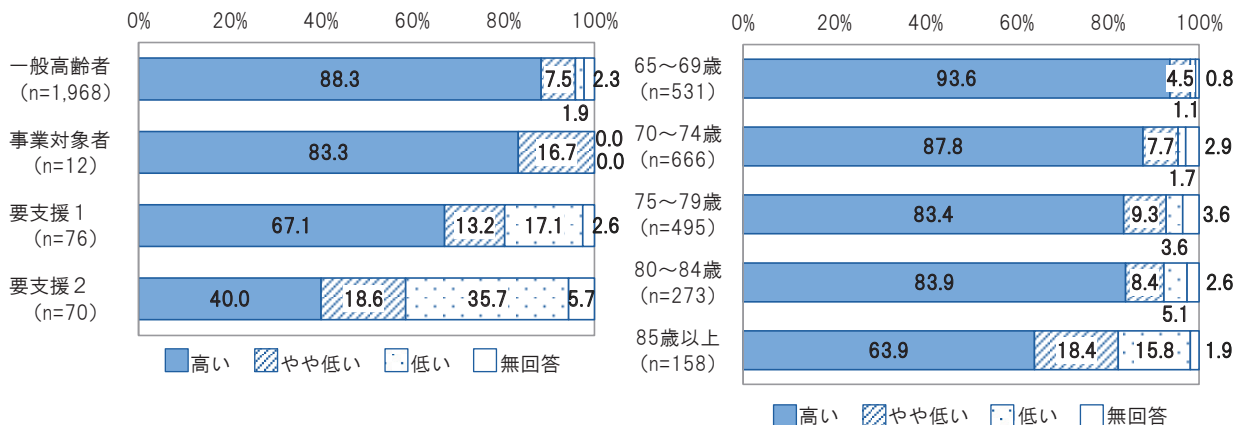
《運動器の機能低下リスク》



《閉じこもりリスク》



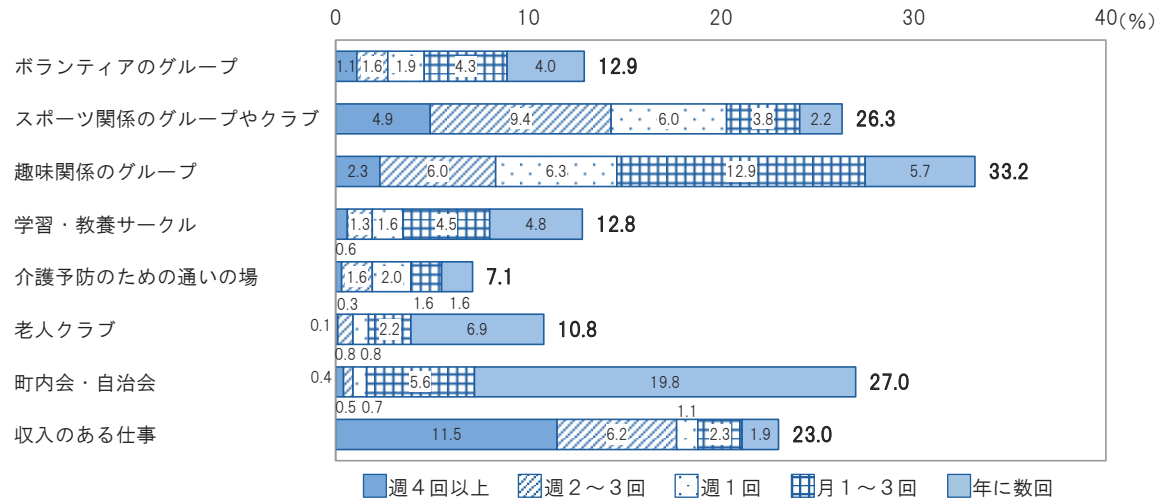
《手段的日常生活動作（IADL）》



④ 社会参加の状況

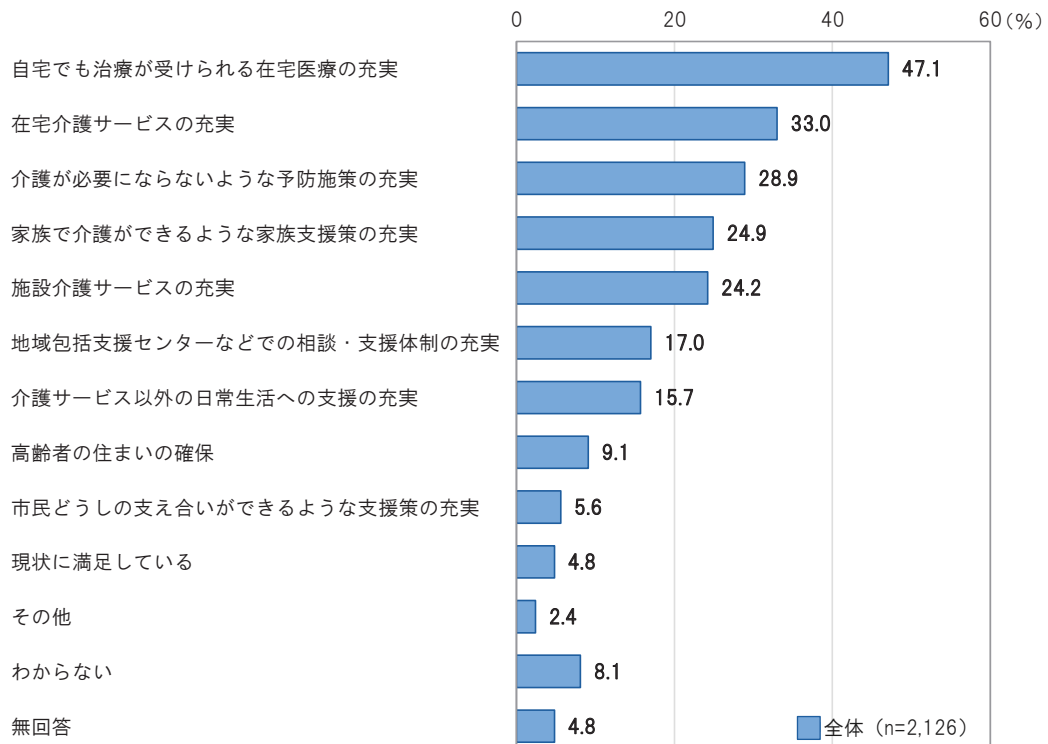
社会参加の状況では、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、町内会・自治会では3割程度の参加となっているものの、その他の地域活動等では参加率が低く、特に介護予防のための通いの場では1割未満と低くなっています。

また、収入のある仕事に従事している人は2割程度となっており、週4日以上頻度で就労している人は1割程度となっています。



⑤ 高齢者への介護保険施策等の充実のために行政に希望すること（複数回答）

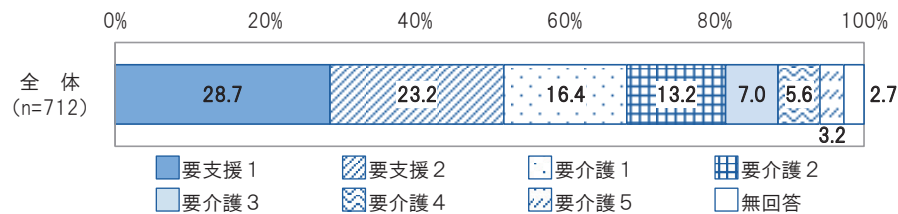
「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」が半数近くを占めて最も多く、次いで「在宅介護サービスの充実」、「介護が必要にならないような予防施策の充実」の順となっており、在宅での生活を支える支援やサービスへのニーズが高くなっています。



(2) 在宅介護実態調査結果

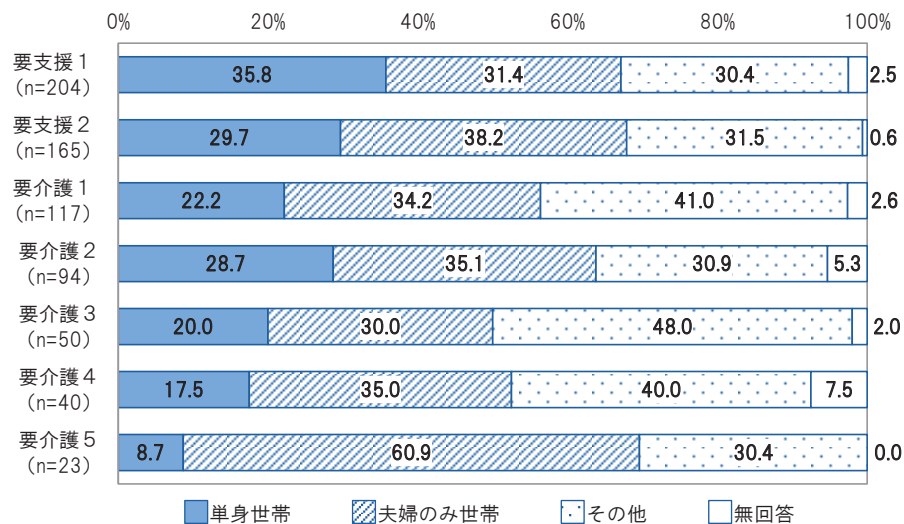
① 介護度

介護度は、「要支援1」が最も多く、次いで「要支援2」、「要介護1」、「要介護2」の順となっています。



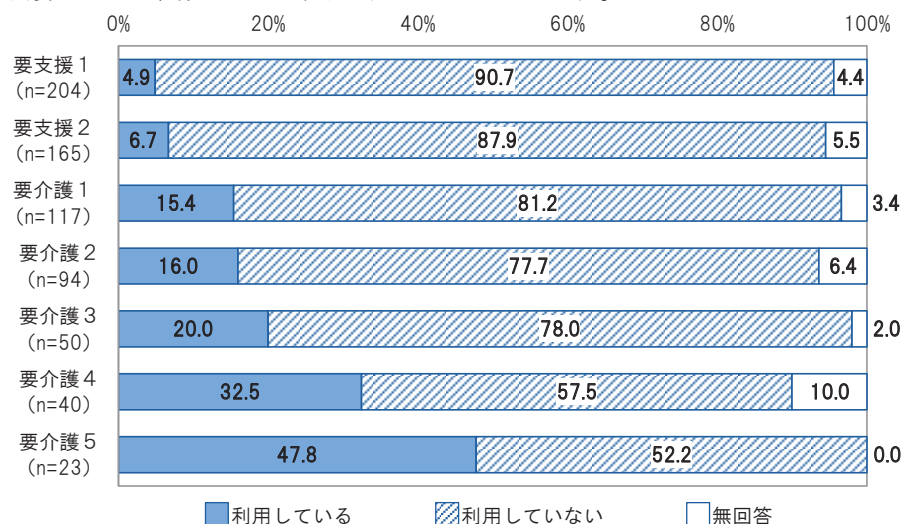
② 世帯類型

世帯類型は、おおむね介護度が上がるにつれて「夫婦のみ世帯」の割合が増加しており、老老介護の状況が推測されます。



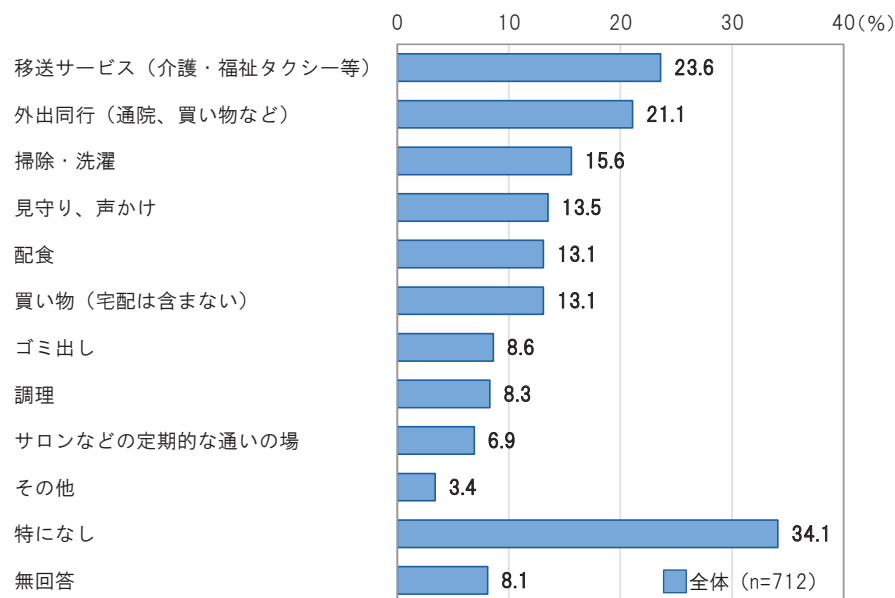
③ 訪問診療の利用状況

訪問診療の利用状況は、介護度が上がるにつれて「利用している」の割合が増加しており、要介護5では半数近くの利用率となっています。



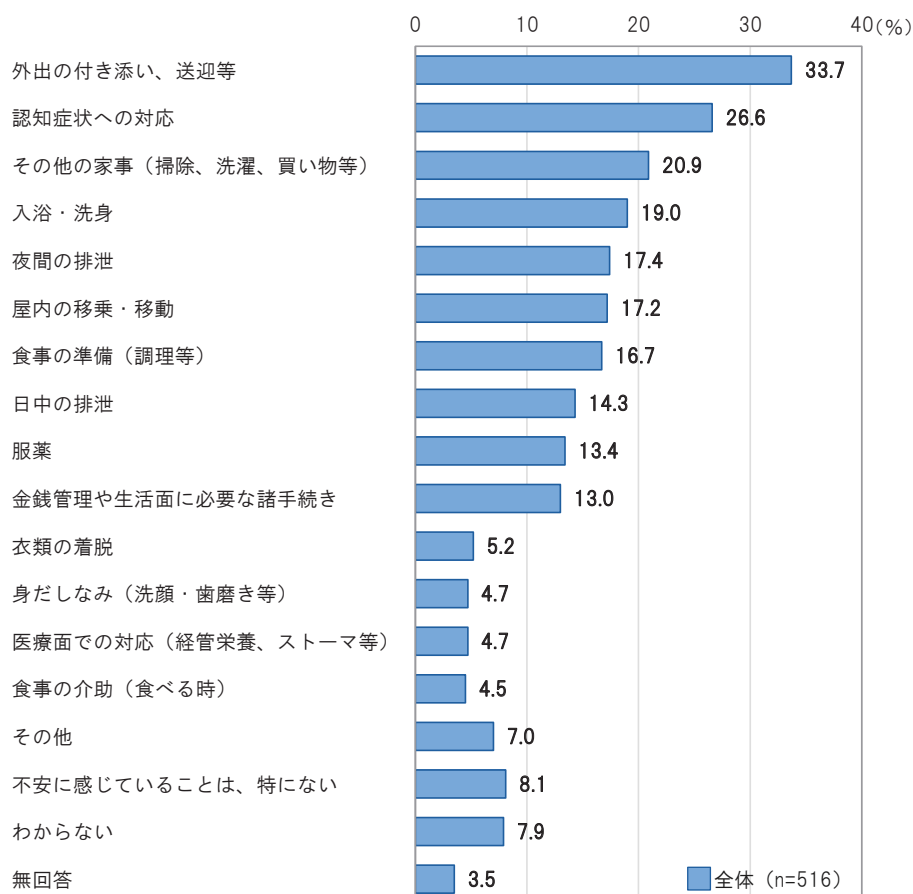
④ 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス（複数回答）

在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「外出同行（通院、買い物など）」、「掃除・洗濯」等で高いニーズとなっています。



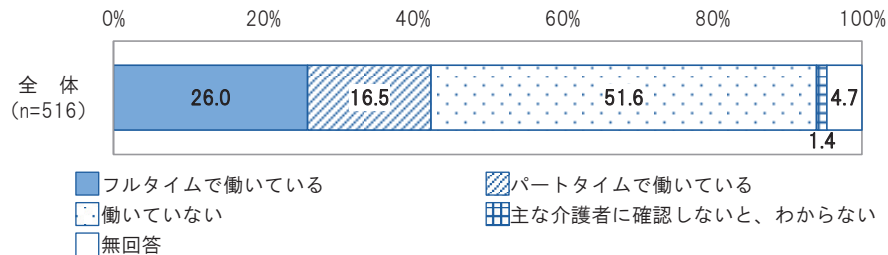
⑤ 今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

「外出の付き添い、送迎等」が3割以上を占めて最も多く、次いで「認知症状への対応」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「入浴・洗身」の順となっています。



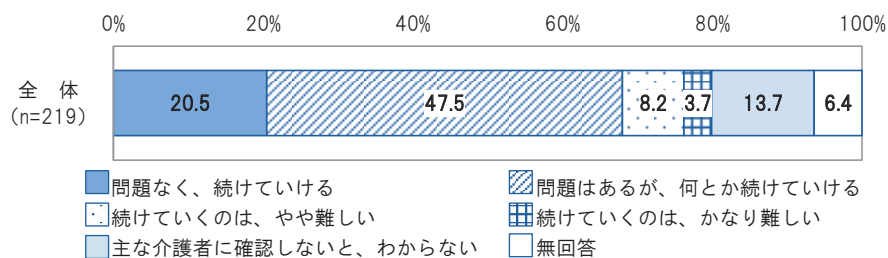
⑥ 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が半数以上を占めて最も多くなっているものの、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」を合わせると、『働いている』人が4割以上を占めています。



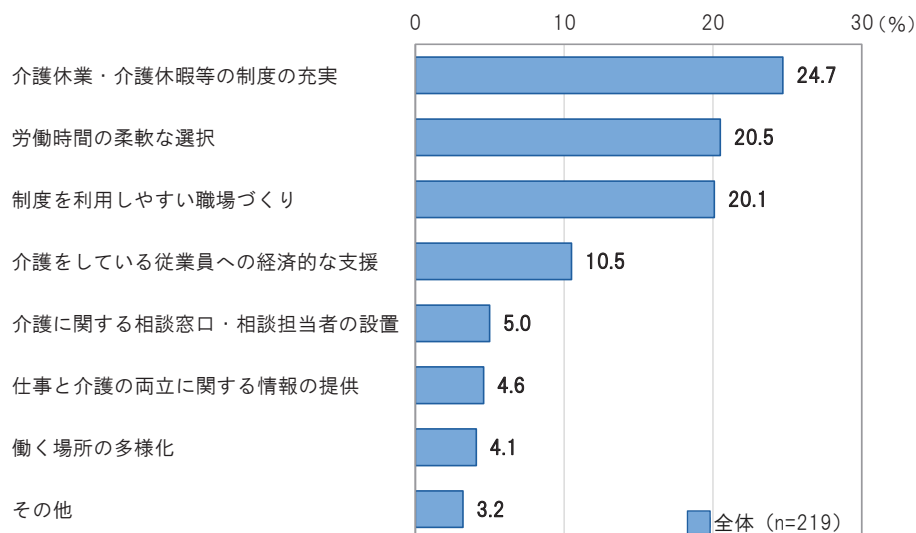
⑦ 今後の仕事と介護の両立に関する継続意向

介護者の就労継続意向については、『続けていける』と回答した人が7割近くを占めているものの、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『今後の継続が難しい』と感じている人が1割以上を占めています。



⑧ 仕事と介護の両立のために望む勤め先からの支援（複数回答）

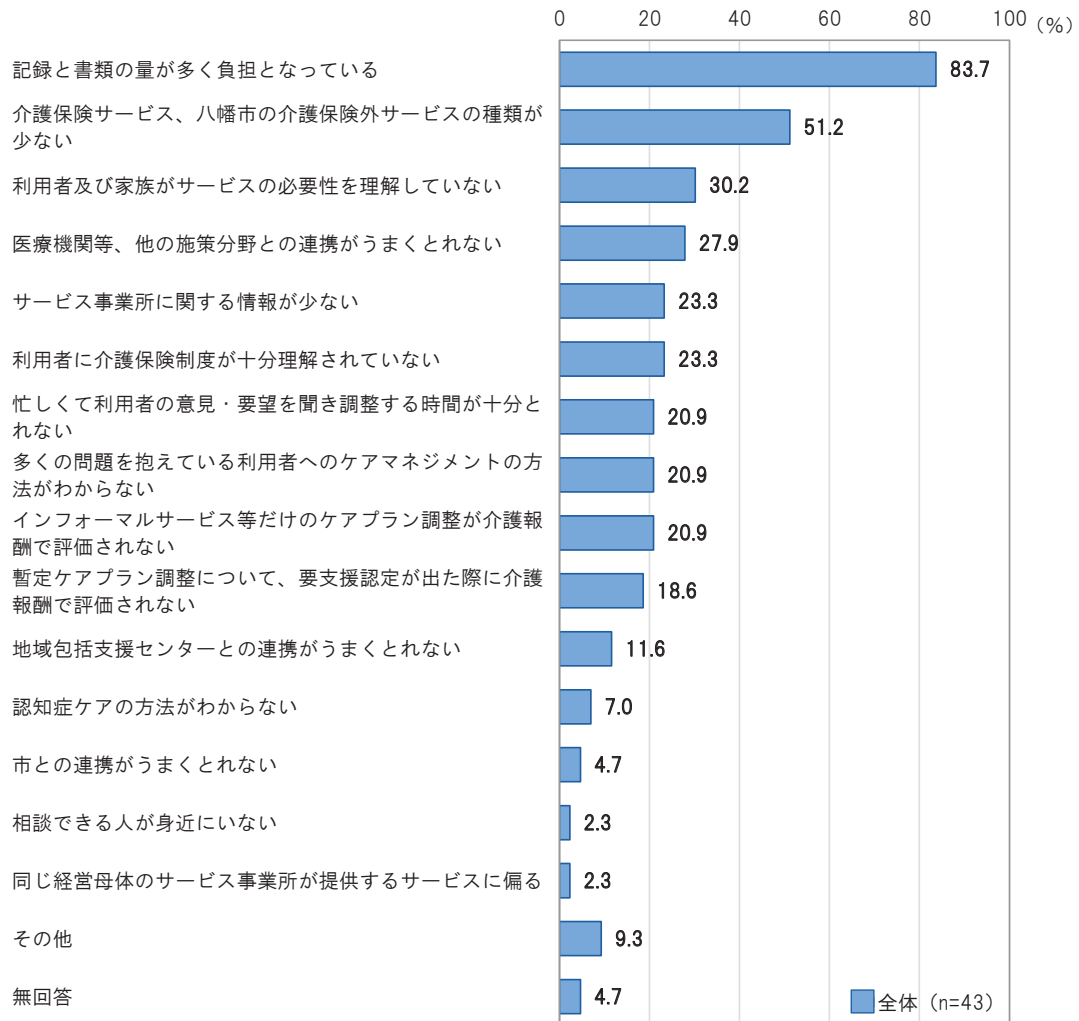
「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も多く、次いで「労働時間の柔軟な選択」、「制度を利用しやすい職場づくり」の順となっており、制度の充実や普及、周囲の理解等、休暇等のとりやすい環境づくりへのニーズが高くなっています。



(3) 介護支援専門員調査結果

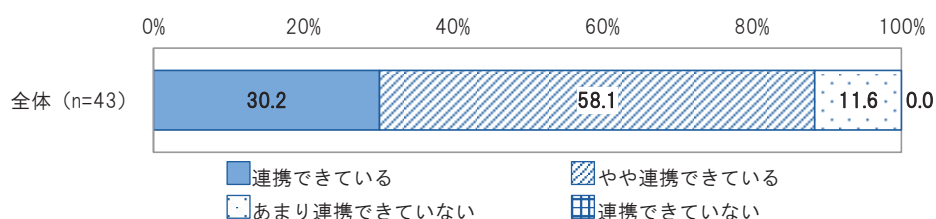
① 介護支援専門員業務を行う上での主な課題（複数回答）

「記録と書類の量が多く負担となっている」が8割以上を占めて最も多く、次いで「介護保険サービス、八幡市の介護保険外サービスの種類が少ない」となっており、業務の効率化等による介護従事者の負担軽減が喫緊の課題となっています。



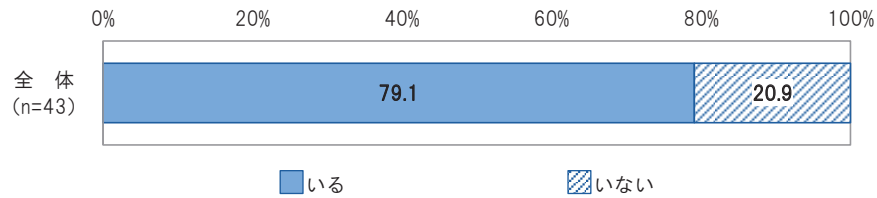
② 地域他職種・他機関との連携状況

地域他職種・他機関との連携状況では、「やや連携できている」と「連携できている」と合わせた、他職種・他機関と『連携できている』と回答した人が9割近くを占めています。



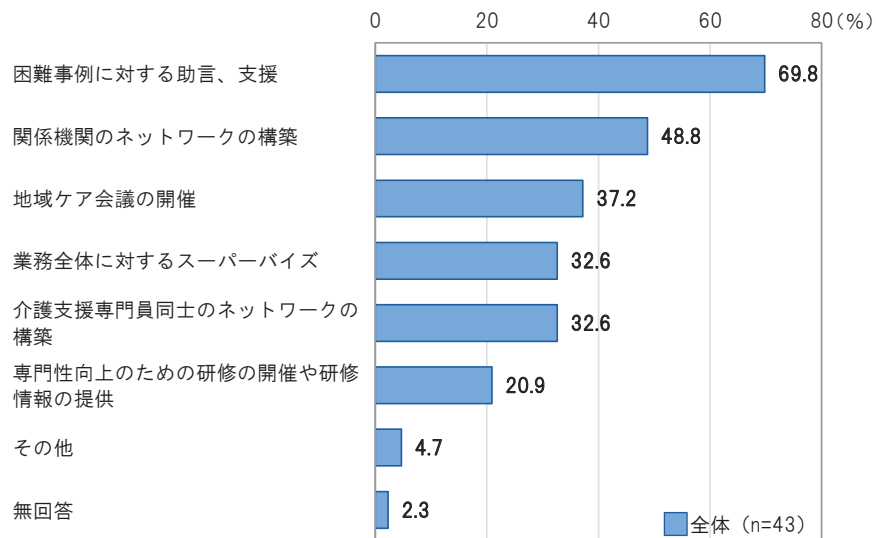
③ 支援が困難な人の有無

担当している利用者の中でさまざまな理由で支援が困難な人の有無については、「いる」が約8割を占めています。



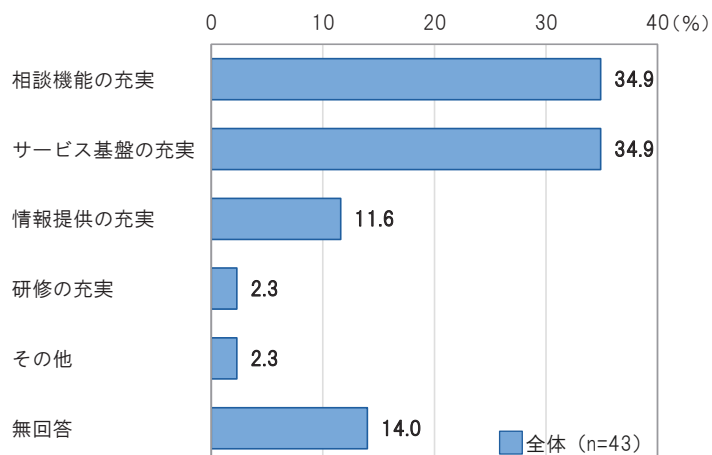
④ 地域包括支援センターに期待する役割（複数回答）

地域包括支援センターに期待する役割については、「困難事例に対する助言、支援」が約7割を占めて最も多く、次いで「関係機関のネットワークの構築」、「地域ケア会議の開催」の順となっています。



⑤ 行政に最も期待する役割（複数回答）

行政に最も期待する役割については、「相談機能の充実」及び「サービス基盤の充実」がともに最も多くなっています。



5 八幡市高齢者健康福祉計画及び第7期介護保険事業計画の評価

第7期計画で掲げた基本目標ごとの評価指標の達成状況について、平成29年度（2017年度）末から令和元年度（2019年度）末までの達成状況により評価しました。

評価	基準
☆	目標値以上の達成
◎	達成度が75%以上
○	達成度が50%以上
△	達成度が25%以上
－	計画策定時より低い

（1）地域包括ケアの推進

指標	計画策定時 (2016年度)	目標値 (2019年度)	実績値 (2019年度)	評価
ほっとあんしんネットへの相談件数	1,040件	1,200件	2,308件	☆
地域ケア会議の開催数	9回	15回	25回	☆
オレンジカフェの参加者数	185人	220人	217人	◎

取組状況

- 地域で高齢者を支えるシステムの中核機関と位置付ける、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化を図り、さまざまな地域資源が連携するネットワークの強化を図りました。
- 地域ケア会議を充実し、地域資源の状況や不足しているサービス等の地域課題の把握に努めました。
- 認知症高齢者の方とその家族等が気軽に集うことができる「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を定期的に開催しました。
- 平成30年（2018年）5月、綴喜圏域の2市2町の医師会と行政で構成される「綴喜在宅医療推進会議」を立ち上げ、高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を行うことができるように情報共有を図りました。
- 平成31年（2019年）3月、医師会と連携して「八幡市在宅医療・介護連携支援センター」を開設し、医療と介護の連携を推進し、多職種協働による包括的かつ継続的な支援体制を構築しました。

課題

- 多様化する在宅療養ニーズに対応するため、多職種が横断的な連携強化を図る必要があります。
- 地域ケア会議において、地域資源の状況や不足しているサービス等の地域における展開に向けて、資源開発等に取り組んでいく必要があります。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

指標	計画策定時 (2016 年度)	目標値 (2019 年度)	実績値 (2019 年度)	評価
通所型サービスB事業所設置数	2 カ所	3 カ所	2 カ所	○
通所型サービスC延参加者数	1,417 人	1,600 人	877 人	—

取組状況

- 健康寿命を延ばし、軽度の支援を必要とする方の自立支援、介護予防・重度化防止、意欲がある方の社会参加機会の確保等を行う総合事業のサービスを提供しました。
- 「健康マイレージ事業」から「やわた未来いきいき健康プロジェクト事業」に移行し、市民等の健康意識の向上のため、歩数や健診受診等の健康活動の成果に応じてポイントが貯まるヘルスケア事業を実施しました。

課 題

- 第1層・第2層コーディネーターによる生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワークを構築していく必要があります。
- 健康寿命を延ばすためには、日頃からの健康づくり等、介護予防を意識した取組が重要であるため、個人の健康に対する管理意識の醸成を図るとともに、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を引き続き行う必要があります。

(3) 社会参加と生きがいの促進

指標	計画策定時 (2016 年度)	目標値 (2019 年度)	実績値 (2019 年度)	評価
介護支援サポーター登録者数	90 人	140 人	119 人	◎

取組状況

- 高齢者が地域における生活支援サービスの担い手として活動することも視野に入れた、ボランティアの養成の充実に努めました。
- 高齢者の培ってきた知識や技能を活かしながら、労働力の担い手として活動できるよう、高齢者の就労に対する理解促進、就業機会の提供、就業に関する情報提供等に努めました。

課 題

- 社会の価値観の多様化や高齢者ニーズに応じた学習、文化活動、スポーツ等の機会の提供が重要であることから、情報提供を引き続き行っていく必要があります。

(4) 認知症施策の推進と家族介護者への支援

指標	計画策定時 (2016 年度)	目標値 (2019 年度)	実績値 (2019 年度)	評価
認知症サポーター養成講座受講者数	326 人	400 人	62 人	—
八幡市あんしんネットワーク協力機関登録数	45 機関	110 機関	103 機関	◎

取組状況

- 認知症サポーター養成講座については、令和元年度（2019 年度）末までに累計 2,279 人が受講しており、自治会や民生・児童委員、各種団体等に講座を開催しました。
- 平成 30 年（2018 年）4 月に専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を行いました。
- 平成 30 年（2018 年）11 月には、市民向けに「八幡市介護の日講演会」を開催し、若年性認知症・認知症についての周知・啓発を行いました。
- 認知症高齢者等の行方不明事案が増加したため、令和 2 年（2020 年）1 月、八幡市あんしんネットワーク行方不明者等発見模擬訓練を実施し、令和 2 年（2020 年）7 月、八幡市認知症高齢者等 G P S 端末利用料補助金を開始しました。

課 題

- 「認知症サポーター養成講座」で学んだことを土台に、サポーター活動を行う上で必要となる認知症に関する知識や認知症当事者と身近に交流する等の「認知症サポーターステップアップ研修」等の取組が必要となります。
- 認知症の方とその家族の悩みや身近な生活支援ニーズ等について、地域の認知症サポーターが中心となって支援する「チームオレンジ」の取組が必要となります。

(5) 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

指標	計画策定時 (2016 年度)	目標値 (2019 年度)	実績値 (2019 年度)	評価
生活支援体制整備協議体の会議 開催回数	7 回	17 回	13 回	◎

取組状況

- 多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めました。
- シルバーライフラインシステムの整備や配食サービス等により、安否確認や見守りを兼ねたサービスを実施しました。

課 題

- 生活支援体制整備において、地域の住民や各種団体等、地域の担い手を発掘して活動を充実させる必要があります。
- 災害時に迅速に対応できる地域の体制づくりと防災・防犯・交通安全の啓発活動について、今後も各関係機関と連携して推進していく必要があります。

(6) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

指標	計画策定時 (2016 年度)	目標値 (2019 年度)	実績値 (2019 年度)	評価
ケアプランのチェック	0 件	15 件	24 件	☆
認定調査状況チェック	全件	全件	全件	◎

取組状況

- 介護サービスの質の向上と適正な運営を確保するために、ケアプランのチェックと認定調査状況チェックを行いました。
- 介護人材の確保及び定着が課題となっていることから、平成 31 年（2019 年）1 月に八幡市と八幡市老人福祉施設連絡協議会が主催し、府内で初めてとなる市単独での「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催しました。
- 平成 31 年（2019 年）3 月には、在宅医療・介護連携の拠点となる「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を行いました。

課 題

- サービス供給体制を安定的に確保していくため、本市の要介護等認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等を踏まえながら、引き続きサービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

(7) 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの実績値を計画値と比較すると、第7期（平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度））の対計画比は、第1号被保険者数、要介護等認定者数・認定率、総給付費ともに、ほぼ計画通りの実績となっています。

令和元年度（2019年度）の利用者数や給付費における詳細をみると、在宅サービスの訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、実績が計画値を上回っています。

要因としては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、「高齢者への介護保険施設等の充実のために行政に希望すること」について、「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」、「在宅サービスの充実」を求める割合が高く、また、在宅医療及び在宅医療・介護の連携を推進し、在宅サービスの提供体制の充実を図っていることが考えられます。

■第1号被保険者数、要介護等認定者数・認定率等の対第7期計画比

	計画値		実績値		対計画比	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者数 (人)	21,351	21,523	21,590	21,797	101.1%	101.3%
要介護等認定者数 (人)	3,928	4,093	3,912	4,071	99.6%	99.5%
要介護等認定率 (%)	18.4	19.0	18.1	18.7	98.4%	98.4%
総給付費 (千円)	4,608,686	4,767,895	4,480,862	4,632,369	97.2%	97.2%
施設サービス (千円)	1,854,574	1,855,405	1,829,758	1,852,565	98.7%	99.8%
居住系サービス (千円)	403,390	403,572	400,434	412,728	99.3%	102.3%
在宅サービス (千円)	2,350,722	2,508,918	2,250,670	2,367,075	95.7%	94.3%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	215,853	221,526	207,543	212,523	96.2%	95.9%

■ サービス別利用者数の対第7期計画比

単位：人

	計画値		実績値		対計画比	
	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
施設サービス						
介護老人福祉施設	2,508	2,508	2,522	2,505	100.6%	99.9%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	408	408	387	352	94.9%	86.3%
介護老人保健施設	3,684	3,684	3,609	3,683	98.0%	100.0%
介護医療院	0	0	3	62	-	-
介護療養型医療施設	288	288	247	209	85.8%	72.6%
施設サービス 小計	6,888	6,888	6,768	6,811	98.3%	98.9%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	1,332	1,332	1,346	1,385	101.1%	104.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	684	684	649	659	94.9%	96.3%
居住系サービス 小計	2,016	2,016	1,995	2,044	99.0%	101.4%
在宅サービス						
訪問介護	6,144	6,456	6,561	6,805	106.8%	105.4%
訪問入浴介護	468	468	377	340	80.6%	72.6%
訪問看護	3,348	3,636	3,633	3,992	108.5%	109.8%
訪問リハビリテーション	432	444	548	691	126.9%	155.6%
居宅療養管理指導	5,844	6,156	6,153	6,689	105.3%	108.7%
通所介護	5,316	5,592	5,484	5,778	103.2%	103.3%
地域密着型通所介護	444	468	701	606	157.9%	129.5%
通所リハビリテーション	7,464	7,944	7,467	7,738	100.0%	97.4%
短期入所生活介護	1,440	1,440	1,261	1,284	87.6%	89.2%
短期入所療養介護（老健）	564	564	455	442	80.7%	78.4%
短期入所療養介護（病院等）	12	12	0	0	0.0%	0.0%
福祉用具貸与	13,848	14,520	14,194	15,498	102.5%	106.7%
特定福祉用具販売	324	324	319	303	98.5%	93.5%
住宅改修	336	336	360	385	107.1%	114.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96	132	76	191	79.2%	144.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	216	216	219	167	101.4%	77.3%
小規模多機能型居宅介護	492	516	407	415	82.7%	80.4%
看護小規模多機能型居宅介護	216	348	0	147	0.0%	42.2%
介護予防支援・居宅介護支援	24,132	25,308	21,412	23,447	88.7%	92.6%
在宅サービス 小計	71,136	74,880	69,627	74,918	97.9%	100.1%

■サービス別給付費の対第7期計画比

単位：千円

	計画値		実績値		対計画比	
	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
施設サービス						
介護老人福祉施設	621,260	621,538	638,209	635,429	102.7%	102.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	114,901	114,953	101,302	104,080	88.2%	90.5%
介護老人保健施設	1,009,501	1,009,953	998,756	1,013,683	98.9%	100.4%
介護医療院	0	0	1,140	23,710	-	-
介護療養型医療施設	108,912	108,961	90,350	75,663	83.0%	69.4%
施設サービス 小計	1,854,574	1,855,405	1,829,758	1,852,565	98.7%	99.8%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	230,485	230,590	238,409	249,019	103.4%	108.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	172,905	172,982	162,025	163,709	93.7%	94.6%
居住系サービス 小計	403,390	403,572	400,434	412,728	99.3%	102.3%
在宅サービス						
訪問介護	377,540	402,783	411,228	455,155	108.9%	113.0%
訪問入浴介護	35,052	35,067	25,014	22,779	71.4%	65.0%
訪問看護	134,250	146,732	141,812	151,752	105.6%	103.4%
訪問リハビリテーション	16,054	16,509	18,063	23,654	112.5%	143.3%
居宅療養管理指導	60,356	63,527	64,002	70,799	106.0%	111.4%
通所介護	426,652	450,316	410,967	427,486	96.3%	94.9%
地域密着型通所介護	47,734	49,190	48,181	41,535	100.9%	84.4%
通所リハビリテーション	454,933	487,875	422,042	428,405	92.8%	87.8%
短期入所生活介護	102,914	102,960	86,330	85,760	83.9%	83.3%
短期入所療養介護（老健）	37,556	37,573	30,507	34,178	81.2%	91.0%
短期入所療養介護（病院等）	99	99	0	0	0.0%	0.0%
福祉用具貸与	174,580	183,155	177,121	191,530	101.5%	104.6%
特定福祉用具販売	8,676	8,676	9,221	8,864	106.3%	102.2%
住宅改修	29,443	29,443	32,046	33,428	108.8%	113.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13,953	19,531	7,903	24,120	56.6%	123.5%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	25,792	25,804	21,181	19,182	82.1%	74.3%
小規模多機能型居宅介護	87,630	90,637	80,122	78,834	91.4%	87.0%
看護小規模多機能型居宅介護	44,263	72,048	0	37,231	0.0%	51.7%
介護予防支援・居宅介護支援	273,245	286,993	264,930	232,383	97.0%	81.0%
在宅サービス 小計	2,350,722	2,508,918	2,250,670	2,367,075	95.7%	94.3%

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、金額の積み上げが合わない場合があります。

6 2040年の八幡市の姿

(1) 高齢者人口の推計

人口は、令和2年（2020年）の70,469人から令和7年（2025年）には67,355人と緩やかに減少し、令和22年（2040年）には55,227人まで減少すると見込まれます。

高齢化率は、令和2年（2020年）の31.2%から令和7年（2025年）には32.6%と緩やかに上昇することが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口をみると、令和4年（2022年）には75歳以上（後期高齢者）人口が65～74歳（前期高齢者）人口を上回ると見込まれます。

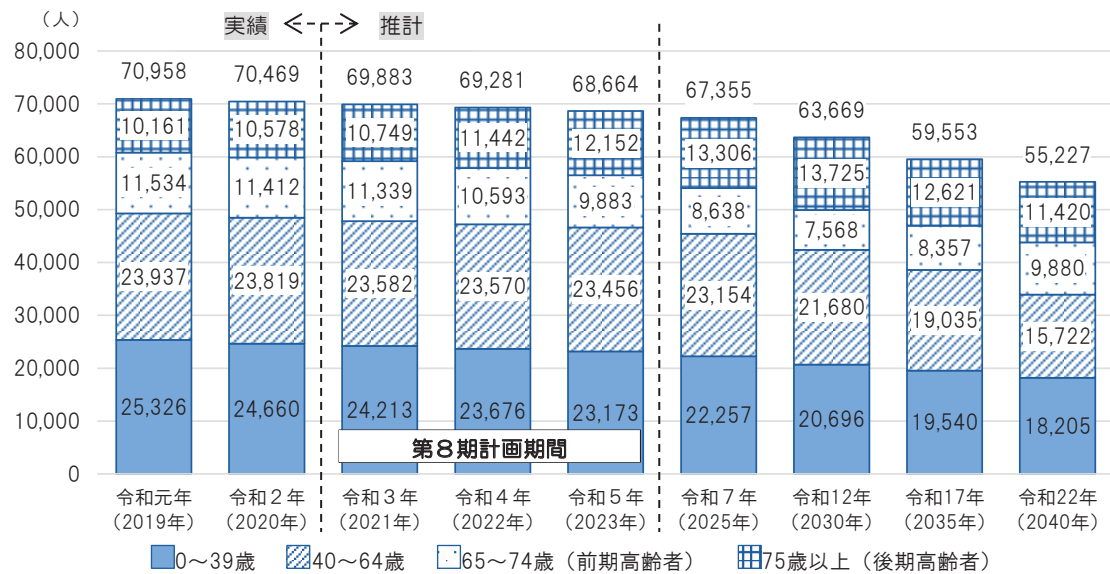
■人口等の推計

単位：人

区分	実績値		第8期計画期間（推計値）			推計値			
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	70,958	70,469	69,883	69,281	68,664	67,355	63,669	59,553	55,227
0～39歳	25,326	24,660	24,213	23,676	23,173	22,257	20,696	19,540	18,205
40～64歳	23,937	23,819	23,582	23,570	23,456	23,154	21,680	19,035	15,722
65歳以上	21,695	21,990	22,088	22,035	22,035	21,944	21,293	20,978	21,300
65～74歳	11,534	11,412	11,339	10,593	9,883	8,638	7,568	8,357	9,880
75歳以上	10,161	10,578	10,749	11,442	12,152	13,306	13,725	12,621	11,420
高齢化率	30.6%	31.2%	31.6%	31.8%	32.1%	32.6%	33.4%	35.2%	38.6%
前期高齢化率	16.3%	16.2%	16.2%	15.3%	14.4%	12.8%	11.9%	14.0%	17.9%
後期高齢化率	14.3%	15.0%	15.4%	16.5%	17.7%	19.8%	21.6%	21.2%	20.7%

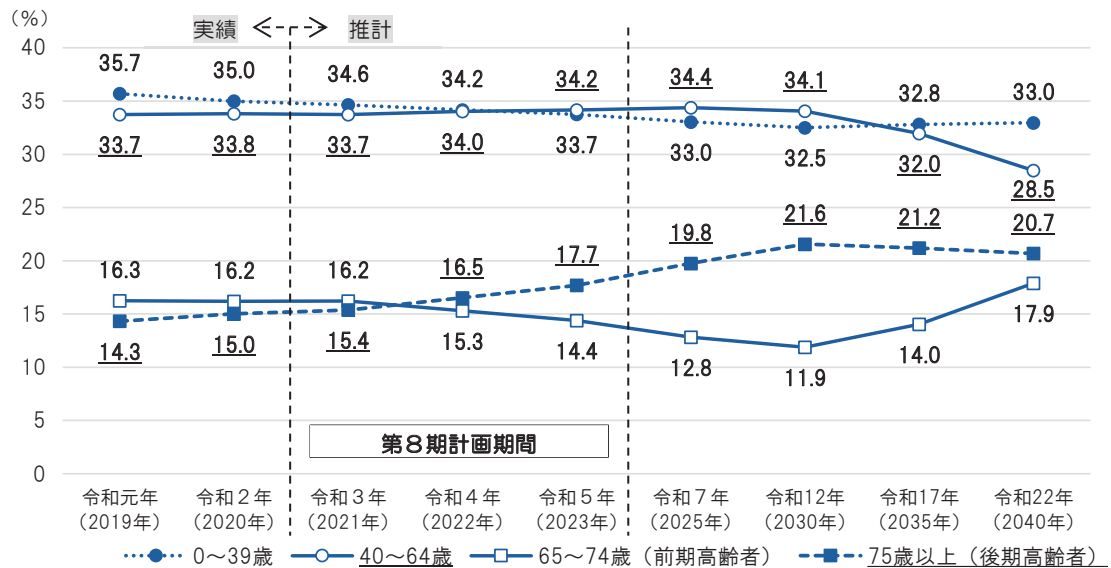
資料：（実績）令和元年～2年は、住民基本台帳人口（各年9月末）
（推計）令和3年以降は、コーホート変化率法による推計（各年9月末）

■年齢区分別人口の推計



資料：（実績）令和元年～2年は、住民基本台帳人口（各年9月末）
（推計）令和3年以降は、コーホート変化率法による推計（各年9月末）

■年齢区分別人口割合の推計



資料：（実績）令和元年～2年は、住民基本台帳人口（各年9月末）
（推計）令和3年以降は、コーホート変化率法による推計（各年9月末）

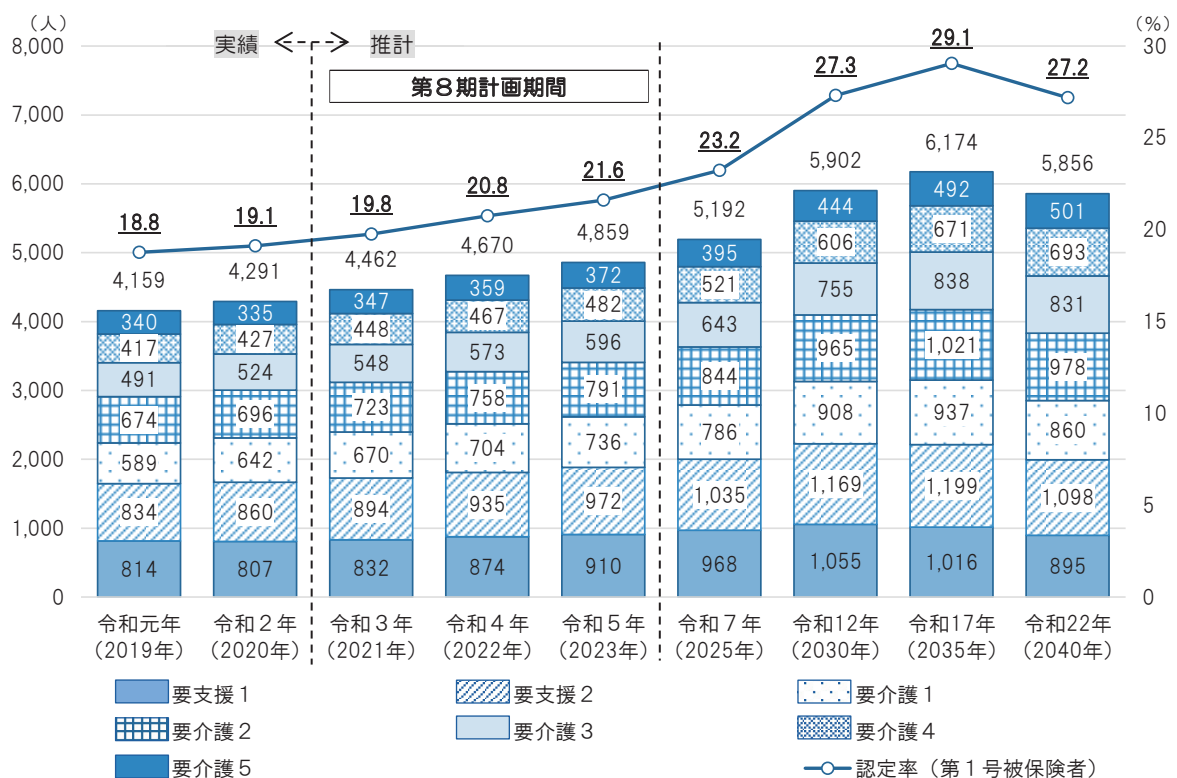
(2) 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数の推計では、令和2年度（2020年度）の性別5歳階級別介護度別の認定率が今後も続くものと仮定して各年度の認定者数を算出しました。

推計結果によると、要介護等認定者数は、令和2年度（2020年度）の4,291人から令和7年度（2025年度）には5,192人（1.21倍）、令和22年度（2040年度）には5,856人（1.36倍）になると見込まれます。

第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は令和2年度（2020年度）の19.1%から令和7年度（2025年度）には23.2%まで上昇すると見込まれます。

■ 要介護等認定者数の推計

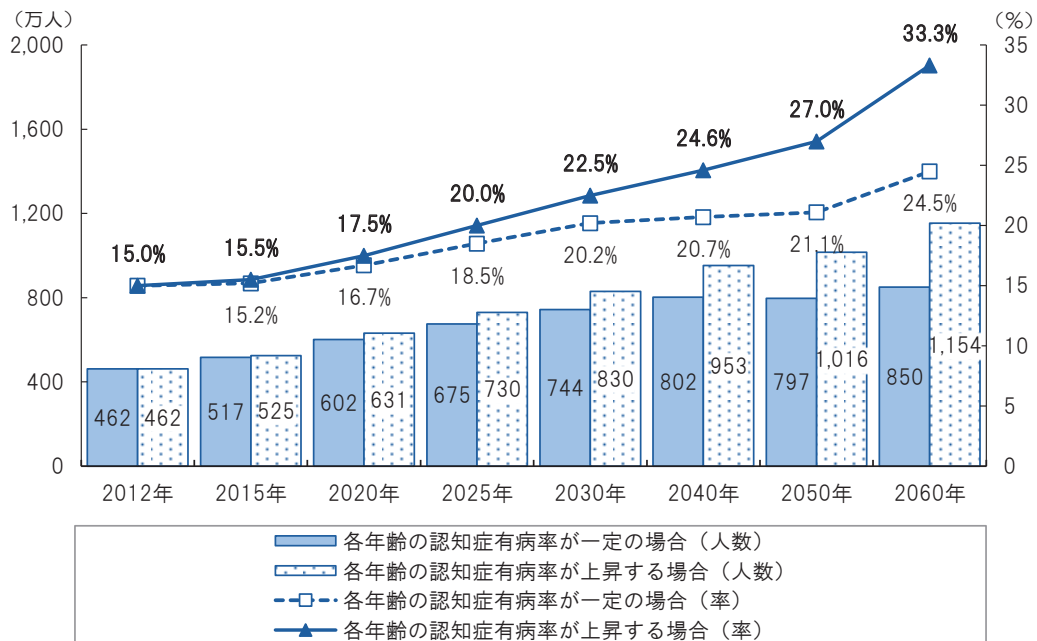


資料：（実績）令和元年～2年は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（9月月報）」（各年9月末）
（推計）令和3年以降は、「見える化」システムによる推計値（各年9月末）

(3) 認知症高齢者数の推計

平成29年版高齢社会白書（内閣府）によると、65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、平成24年（2012年）は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）であったのに対し、令和7年（2025年）には約700万人、約5人に1人になると見込まれています。

■全国の65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



※長期の断続的な認知症の有病率調査を行っている福岡県久山町研究データに基づいた、
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合
 （久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
 本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。）

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成
 （平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）

■八幡市の65歳以上の認知症高齢者数の将来推計

単位：人

仮定条件	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
各年齢層の認知症有病率が、 2012年度以降一定と仮定した場合	3,672	4,060	4,301	4,409
各年齢層の認知症有病率が、 2012年度以降上昇すると仮定した場合	3,848	4,389	4,791	5,240

これを本市にあてはめると、高齢者全体に占める認知症高齢者数の推計は、令和7年（2025年）には約4,000人（認知症有病率が一定の場合。認知症有病率が上昇する場合は約4,400人）、令和22年（2040年）には約4,400人（認知症有病率が一定の場合。認知症有病率が上昇する場合は約5,200人）になると予想されます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、介護サービスの利用のピークを迎える令和22年（2040年）を見据えてサービス提供体制の充実を図ること、さらに地域づくり等を一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

平成30年（2018年）3月に本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第5次八幡市総合計画」が策定され、介護保険事業計画は分野別計画であると位置付けられています。

総合計画の基本目標として『誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた』と掲げ、目指す姿については『誰もが健康に関心を持ち、いきいきと幸せを感じながら健康寿命が延びるまち』、『医療・介護の連携が進み、住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられるまち』と掲げています。

そのため、本計画では、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を推進することにより、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを目指すものとします。

基本理念

誰もが「健康」で「幸せ」に
暮らし続けられるまち・やわた

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の5項目を基本目標として設定します。

また、基本目標を達成するために「第4章 施策の方向性」において、各基本目標に対応する基本施策を設定し、具体的に取り組むを推進します。

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

人生100年時代を迎え、高齢者が自立した生活を送り、いつまでも自分らしくいきいきと暮らせるよう、高齢者の多様なニーズに応じた活動の場を提供するとともに、日頃からの健康づくりや地域の実情に応じた効果的な介護予防の推進を図ります。

また、地域の生活支援ニーズと資源の把握を行い、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実を目指します。

基本目標2 地域包括ケアの推進

支援を必要とするようになって、住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、高齢者のニーズや状態に応じた医療、介護、福祉のサービスやさまざまな生活支援サービスを、継続的・包括的に提供できるような体制づくりを推進します。

また、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中核機関として位置づけ、さまざまな地域資源が連携するネットワークの強化を図るとともに、地域ケア会議を充実するなど、地域資源の状況や地域課題を把握し、その課題解決に向けた取組へつなげます。

基本目標3 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も予測されるなか、認知症に関する知識の普及啓発の推進や、早期発見・診断・対応の仕組みづくり、家族介護者の負担軽減など、認知症高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークを強化します。

基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

近年の災害発生状況や感染症の流行の状況により、災害や感染症への対応力の一層の強化が求められています。

住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、災害時の支援体制の整備や防犯・防災対策の推進など、高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。

基本目標5 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

介護を必要とする方の望む支援を適切に提供できるよう、介護保険サービスの充実に取り組んでいくとともに、提供するサービスの質の向上に努めます。

また、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護給付の適正化に努め、限られた財源を効果的に活用するなど、適正なサービスを真に必要な人に提供していきます。



3 八幡市の高齢者を取り巻く課題

(1) 高齢者の健康づくりについて

人口推計から、今後は高齢者の割合が上昇し、介護サービス等の支援が必要な方が増えていくことが予測されています。認定率は2割程度であることから、元気に活躍している高齢者が8割程度を占めているなか、人生100年時代を迎え、高齢者の健康づくりがより重要になっています。

本市では平成30年(2018年)3月に「やわたスマートウェルネスシティ計画」を策定し、「健康」で「幸せ」な「健幸」のまちづくりに取り組んでいます。高齢者が「健幸」な人生を送るためには、個人の健康管理意識や生活習慣だけでなく、社会的なつながりの有無や地域コミュニティの状況も重要な要素であることから、個人の健康意識の醸成や日常的な健康づくりを促す取組を推進することに加えて、高齢者の社会参加を増やすための取組を充実させていくことが重要です。

(2) 地域における生活支援

高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯等の、高齢者のみの世帯の増加に伴い、調理や買い物、掃除、洗濯等の家事援助、見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっています。これらは、行政サービスだけでは難しい支援であり、地域のつながりにより高齢者の日々の暮らしを支えていく必要があります。

日常生活の安全・安心の確保や、自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、民間企業、ボランティア等も含めた多様な事業主体の参画を得ながら、日常生活を支援する取組を充実させることが重要です。

(3) 家族介護者の負担軽減

在宅介護実態調査によると、主な介護者について60歳以上が6割近く、就労している人は4割以上と、老老介護や仕事と介護の両立等に直面している人が多くみられます。また、介護者は、夜間の排泄や入浴・洗身等の身体介護、認知症状への対応等の介護負担が大きく、またそれに不安を感じていると回答しています。

家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスの的確な利用に加え、介護者の休息に資するサービスの利用支援や心理面での負担軽減に向けた情報提供、仕事と介護の両立支援等を進めていく必要があります。

(4) 認知症施策の推進

国において、65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は平成24年（2012年）に462万人、約7人に1人と推計されています。高齢化の進行に伴い、認知症患者数は増え続け、令和7年（2025年）には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されています。また、近年注目されている、軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）と合わせると、超高齢社会と言われる現在、65歳以上の高齢者の4人に1人は認知症または認知症予備群と言われています。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発、状態に応じた適切な医療・介護・福祉、介護者同士の交流を通じた心理面での負担軽減等、地域全体で認知症の人やその家族を見守り支えるネットワークを構築していく必要があります。

(5) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨等の災害発生による高齢者施設の被災や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛やイベント・行事等の多くが中止となり、さまざまな活動に影響が出ています。

介護サービスは、高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものである一方で、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴います。必要な物資を確保するとともに、感染症や防災への対策を徹底しつつ、必要なサービスを継続して提供する体制を構築する必要があります。

また、居宅においても健康を維持するために必要な情報について、広報を行うなど、活動自粛下における介護予防や健康づくりも継続して進めていく必要があります。

4 施策体系

基本目標 1 健康づくりと 介護予防の推進		(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)
		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		(3) 社会参加の推進
		(4) 生涯学習の推進
		(5) 雇用・就労対策の推進
基本目標 2 地域包括ケアの推進		(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 地域福祉ネットワーク活動の推進
		(3) 相談体制と情報提供の充実
		(4) 医療と介護の連携
		(5) 家族介護者への支援
基本目標 3 認知症施策の推進		(1) 認知症支援の充実（認知症施策推進大綱を踏まえた施策）
		(2) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進）
基本目標 4 安心して 暮らし続けられる 生活環境の整備		(1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり (有料老人ホーム及びサ高住にかかる情報連携の強化)
		(2) 生活支援サービスの推進
		(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進
		(4) 災害や感染症にかかる体制整備
基本目標 5 介護保険サービスの 質の向上と円滑な運営		(1) 介護保険サービスの提供体制の充実
		(2) 介護サービスの質の向上と適正な運営（介護給付適正化）
		(3) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

第4章 施策の方向性

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）

① 健康づくり意識の醸成

現 状

- 平成30年（2018年）3月に「やわたスマートウェルネスシティ計画」を策定し、住民の健幸に重きを置き、心身の健康づくりだけでなく周辺環境の整備や、地域コミュニティの醸成等、さまざまな角度から健幸を捉え、まちづくりを行っています。

事業内容

事業	内容
やわた未来いきいき 健幸プロジェクト	市民等の健康意識向上のため、歩数や健診受診等の健康活動の成果に応じてポイントが貯まるヘルスケア事業を実施します。
健幸アンバサダー 養成事業	地域やコミュニティ等で、健康に関する総合的かつ正確な情報を発信する伝道師（健幸アンバサダー）を養成する事業です。所定のプログラムを受講すると健幸アンバサダーに認定され、市役所等から「健幸」情報が配信されます。
元気アップ介護予防 サポーター養成講座	地域で軸となって体操教室を実施する人材を育成するための講座を実施します。音楽体操や筋トレ方法を学ぶことができます。

今後の取組

- 疾病予防と健康の維持・増進を図るために、個人の健康管理意識を育て、日常的に健康な生活を意識するように、情報提供や啓発活動を効果的に行い、健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。

② 生活習慣病予防の推進

現 状

- 生活習慣病予防やフレイル予防を効果的に行うため、疾病の特性や対象者の置かれた生活環境等を踏まえて、各種健康相談や健康教育を実施しています。

今後の取組

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として各種検診（健診）を受診することの必要性を周知・啓発するとともに、検診（健診）受診率の向上に努めます。
- 生活習慣病や疾患等を適切に予防するには、日頃からかかりつけ医に相談できる関係ができていることが重要であるため、かかりつけ医の必要性を啓発します。



③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

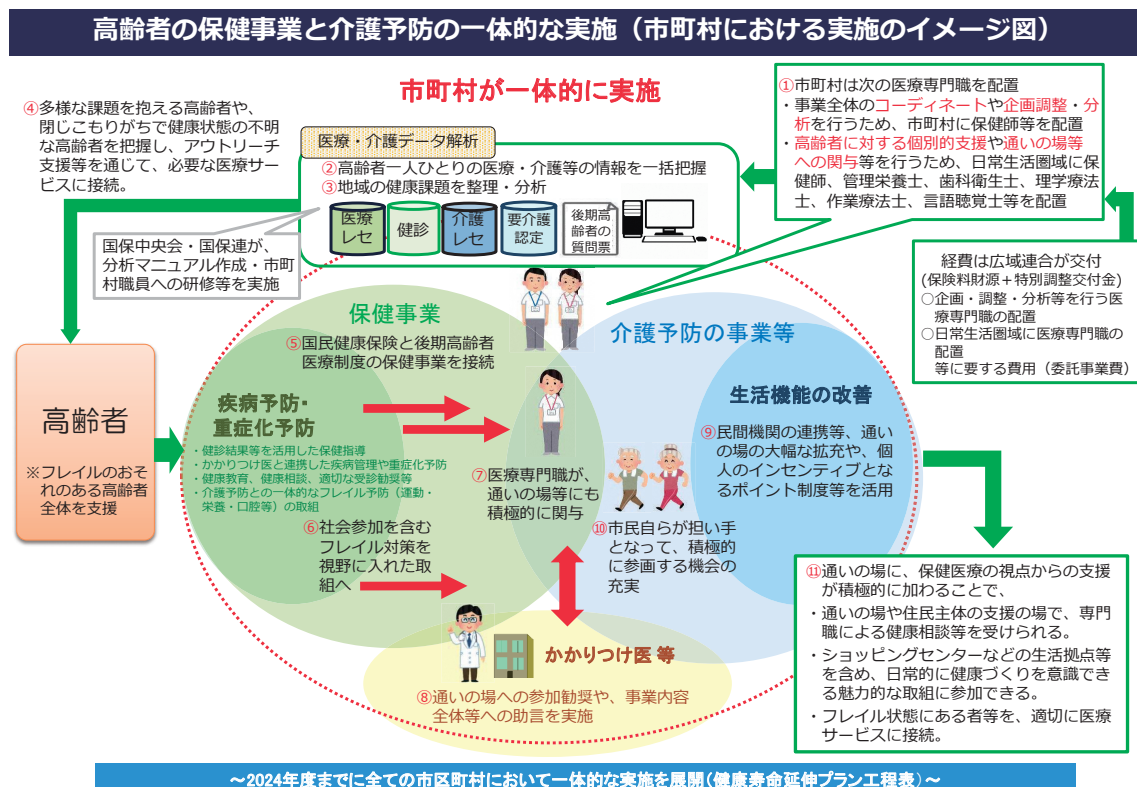
現 状

- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、75 歳以上の後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と連携し、フレイル（虚弱）対応を一体的に実施しています。
- 事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、保健師等を配置するとともに、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与を行うため、保健師、管理栄養士等を配置しています。
- 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療・介護サービスに接続しています。

今後の取組

- 生活習慣病等の未治療・治療中断者の受診勧奨のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者に対するアウトリーチ支援等（ハイリスクアプローチ）を実施し、疾病の重症化予防に努めます。
- 通いの場等において、地域の健康課題をもとに健康教育・健康相談等（ポピュレーションアプローチ）を実施し、フレイル予備群等を把握し、生活機能の向上支援に努めます。

（参考）



出典：厚生労働省「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]」より

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

《訪問型サービス》

現 状

- 要支援者等に対して、掃除や洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。従来の訪問介護に相当するサービスをはじめ、協力員等で支援を行う訪問型サービスBを提供しています。

事業内容

事業	内容
訪問型サービス (現行相当サービス)	要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ、訪問介護サービスを提供しています。
訪問型サービスB	登録事業者の協力員等による簡易的な訪問介護サービスを提供しています。

今後の取組

- 身近な場所で地域住民が主体となる活動が継続できるよう支援の充実が必要です。多様な担い手による多様なサービスを充実させるために、協議体を通して地域の担い手を発掘し、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの構築を目指します。



《通所型サービス》

現 状

- 要支援者等に対して、機能訓練や通いの場等、日常生活上の支援を提供しています。従来の介護予防通所介護に相当するサービスをはじめ、機能訓練に重点を置いたサービス、リハビリテーション専門職による支援を行うサービスを提供しています。

事業内容

事業		内容
通所型サービス (現行相当サービス)		要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ通所介護サービスを提供しています。
通所型サービスB		登録事業者による、通いの場の確保、介護予防・閉じこもり予防を目的としたサービスを提供しています。
通所型サービスC	パワーアップ教室 ・運動器機能向上事業	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方を対象とした運動教室を開催しています。
	いきいき教室 ・閉じこもり予防支援 ・高齢者栄養改善事業 ・高齢者口腔機能向上支援事業	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方の閉じこもり予防・口腔機能向上・栄養改善のための教室を開催しています。

今後の取組

- 支援実施後の虚弱化防止として、効果的な介護予防に取り組む必要があるため、支援後のフォローを行っていきます。
- サービス利用者の生活機能を改善し、日常生活における自立を促進していくために、機能向上に向けたサービスの充実を図っていきます。

《介護予防ケアマネジメント》

現 状

- 要支援者等に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業等、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行っています。

事業内容

事業	内容
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたり、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）においてケアプランを作成しています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が要支援者等に対するアセスメントを行い、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。



② 一般介護予防事業

《見守り支援対象者把握事業》

現 状

- 65 歳以上の高齢者に対して、心身機能が低下していないかを「基本チェックリスト」で把握し、心身機能が低下している場合は介護予防・生活支援サービス事業について、低下していない場合は一般介護予防事業について周知を行っています。

事業内容

事業	内容
見守り支援対象者把握事業	65 歳以上の高齢者（要支援及び要介護者除く）の見守り対象者の把握を目的として「基本チェックリスト」を送付します。返信者にはほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の周知を行うとともに、「生活機能」の有無により短期集中予防サービスの案内を行い、未返信者にはほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が個別訪問による実態把握を行っています。

今後の取組

- 引き続き、「基本チェックリスト」で高齢者の心身機能の状態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と連携した取組を進めます。



《高齢者健康長寿普及啓発事業（介護予防普及啓発事業）》

現 状

- 介護予防に資する知識の普及として啓発媒体の作成や配布、介護予防教室、相談事業を実施しています。

事業内容

事業	内容
健康長寿教室	運動・食生活・社会参加等をテーマとし、健康長寿の秘訣を学ぶことができるミニ健康講座です。希望のある団体に対して実施します。
運動普及講座	自宅でも簡単にできる筋トレやストレッチを継続して行えるよう、サポートします。週に1回以上定期的に集まる機会のある5名以上の団体・グループに対して実施します。

今後の取組

- 健康長寿教室や運動普及講座を通じて、介護予防の普及・啓発を行います。
- 健康長寿教室や運動普及講座等の介護予防活動について市ホームページ、パンフレット等のさまざまな情報媒体を通じて情報提供や啓発活動に努めます。
- 多様な主体と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

《地域介護予防活動支援事業》

現 状

- 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的として実施しています。
- 地域高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動等の支援を行っています。

今後の取組

- 介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動の支援及び地域組織の育成を地域の実情に応じて支援します。

(3) 社会参加の推進

① 地域における世代間交流の促進

現 状

- 子どもたちが、高齢者や福祉について関心を持ち、自ら考え、行動できる力を養うことを目的に、保育所や幼稚園、小学校の行事等での子どもたちと高齢者との交流を促進しています。

今後の取組

- 地域における世代間交流を推進するため、行事等により高齢者が参加しやすい環境づくりを行います。
- 高齢者の多様な経験や培われた技能等を活用し、子どもたちの豊かな経験・創造力等の育成を図ります。

② 福祉活動への参加の促進

現 状

- 高齢者の生きがいづくりと役割づくりとなるよう、福祉活動への参加機会の創出や情報提供を行っています。
- より多くの市民に参加してもらえよう、活動内容の検討や周知の方法を多様化し、日頃から活動している団体への周知を図っていく必要があります。

今後の取組

- 市民が八幡市社会福祉協議会内に設置されているボランティア活動センターの機能を知ることにより、ボランティア活動に関心を持ち、有効活用できるよう、周知を行います。

③ ふれあいサロン活動支援

現 状

- 地域住民の交流促進を目的として、ふれあいサロン活動を支援しています。
- より多くの高齢者に参加してもらい、交流の輪を広げていくことで、生きがいつくりの促進を図っています。また、高齢者同士だけでなく異世代間交流の促進を支援することが求められています。

今後の取組

- 各地域のふれあいサロンの開催を支援し、住民の孤立を防止するとともに、住民交流を図ります。
- 事業や団体の周知、情報発信に努め、高齢者の社会参加につながる環境づくりを進めます。

④ 老人クラブ運営支援

現 状

- 社会奉仕活動や文化・スポーツ活動を通じて、高齢者の生きがい及び健康づくりを図る老人クラブの活動を支援しています。

事業内容

事業	内容
老人クラブ連合会 活動助成	市内在住 60 歳以上の人が入会する各地域の単位老人クラブの連合組織として、地域社会との交流や役員・会員の研修、老人クラブ事務局運営、機関誌発行等を行う老人クラブ連合会に対し、活動費の一部を助成しています。

今後の取組

- 引き続き、高齢者の生きがい及び健康づくりを行う老人クラブの活動を支援していきます。

(4) 生涯学習の推進

① 多様なニーズへの対応

現 状

- 団塊の世代が高齢期を迎えることによる活動ニーズの多様化を踏まえ、高齢者の趣味や教養をより一層深めることができるように、各種教養講座等の充実とともに、多様な学習内容の提供を行っています。
- 市民図書館では、目に優しいように大活字本を揃えるとともに、視力の低下した高齢者のために、朗読CDを用意しています。

今後の取組

- 高齢者の学習成果を活かすため、学校教育や社会教育、地域社会の中で活躍できる機会づくりに努めます。

② 生涯スポーツの推進

現 状

- 生涯にわたり健康で活力ある生活を営むため、多くの市民が継続的にスポーツ活動を行うことができるよう、市民の健康増進や体力向上・体力づくり、生きがいをづくりを目的とし、子どもから高齢者や障がいのある人まで、幅広く参加できる生涯スポーツを推進しています。

今後の取組

- 市民一人ひとりが、生涯の各時期・場面でそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、さまざまなスポーツを楽しむ生涯スポーツを推進します。

③ 生涯学習情報のネットワーク化

現 状

- 生涯学習関連施設のネットワーク化を推進し、施設の利用状況や講座等の開催、サークル・団体の活動内容等の情報提供を行っています。これにより、いつでも・どこでも・だれでも気軽に参加できる学習活動の展開を図っています。

今後の取組

- 市民の新たなニーズに対応するため、情報収集を続けていくほか、学習機会の充実に努めます。
- 誰でも利用しやすい環境づくりや、より多くの市民に施設や事業を知ってもらえるよう、ホームページやSNS等を利用して積極的な情報発信を行います。

(5) 雇用・就労対策の推進

① シルバー人材センターへの運営支援

現 状

- 少子高齢化が進展し、人口が減少する中で社会参加の意欲のある高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その希望や知識及び経験に応じた就業等の高齢者の活躍の場が必要になっています。
- 時代の要請、高齢者の就労意欲等に対応し、新しい職種・事業の開拓を進めるため、技能講習等の充実に努めるとともに、運営補助金により安定した事業実施を支援しています。

事業内容

事業	内容
シルバー人材センター運営事業助成	高齢者に仕事の提供を行い、その労働能力の活用及び高齢者の生きがい創出等を図る八幡市シルバー人材センターに対し、運営費の一部を助成しています。

今後の取組

- 高齢者の豊富な技能や経験を活かせる多様な就業機会の確保と福祉の増進を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

■その他実施事業

事業	内容
はつらつ健康教室 (閉じこもり予防事業)	閉じこもりを予防するための体操・ゲーム・季節の行事・茶話会等を行う教室です。
今からはじめる筋トレ講座 (閉じこもり予防事業)	スポーツクラブ等から、自宅で継続して実施できる筋力トレーニングの指導を受けることができ、筋力と定期的な運動習慣を身につけることができる教室です。
高額医療合算介護 予防サービス費相当	総合事業の現行相当訪問介護サービス及び現行相当通所介護サービスの利用に係る 1 割等の自己負担額を高額医療合算介護サービス費における自己負担額と合算し、基準額を超える分の支給を行います。
介護支援サポーター 事業	高齢者の健康・生きがいづくり等を目的として、要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の方を対象に、市内の介護保険サービス事業所でボランティア活動を行っていただき、実績に応じて換金できるポイントを付与しています。
敬老のつどい開催経費 助成	満 70 歳以上の高齢者を対象とする「敬老のつどい」を開催し、敬老・レクリエーション等を図る各地域の実行委員会に対し、開催経費の一部を助成しています。
高齢者健康づくり推進 事業助成	高齢者の健康づくりを推進するためゲートボール大会・グラウンドゴルフ競技に公園施設を利用する場合、八幡市ゲートボール連合及びグラウンドゴルフ連盟に対し、その使用料を助成しています。
健康コミュニティ推進 事業（生活総合機能改善 事業）	公民館等に音楽機器を設置し、「うたと音楽」による活動や教室を通じた運動・口腔・認知機能の向上及び地域コミュニティへの参加促進等を図ります。

■評価指標

指標	第7期計画 実績値	第8期計画 目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
やわた未来いきいき健幸プロジェクト参加者数 (人)	1,050	3,000	4,000	5,000
健幸アンバサダー養成事業の養成者数 (人)	84	150	150	150
元気アップ体操教室延参加者数 (人)	2,051	3,000	4,000	5,000
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の ハイリスクアプローチ延支援件数※ ¹ (件)	—	430	450	470
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の ポピュレーションアプローチ延支援件数※ ² (件)	—	600	720	840
訪問型サービスB延利用回数 (回)	236	280	300	320
通所型サービスC延参加者数 (人)	877	870	880	890
介護支援サポーター登録者数 (人)	119	125	130	135
通所リハビリテーション (短時間 (1時間以上 2時間未満)) 算定件数 (件)	1,853	1,930	1,970	2,050

※1：医療専門職が、低栄養防止・重症化予防等を行うための訪問相談、適正受診等の促進のための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行うこと。

※2：医療専門職が通いの場等において、地域の健康課題をもとに健康教育・健康相談等を実施すること。

基本目標2 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の機能強化

現 状

- 市内4カ所において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的に支援をしていくための相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等の専門職員を配置しています。
- 保健師・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・社会福祉士等の専門職員が連携し、高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応・支援、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）の作成、介護予防事業のマネジメント、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業等を行っています。

事業内容

事業	内容
地域包括支援センター運営	介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的なマネジメント機能を持ち、介護予防事業から介護保険サービスを受けるまでの継続的な相談支援を行うほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を、市内4法人に委託し運営しています。
高齢者実態把握	在宅介護支援センター事業所への委託により、在宅高齢者の生活、状態等の実態把握を行います。

今後の取組

- 質の高い業務を行うために、市と連携強化を図るとともに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が活動しやすい環境を整備します。
- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を周知するために、各種リーフレットの作成の際には情報を掲載するとともに、より身近に感じられるよう、各種講座の開催や地域の集まりなど、あらゆる機会に出向き、啓発活動を行うなど、さまざまな方法による周知・啓発を行います。
- 認知症高齢者への対応や医療との連携等、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）で対応する問題が多様化・複雑化しているため、各事案に基づいた研修等の情報提供を行い、職員の質の向上に努めます。

② 介護支援専門員の相談機能の強化

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を中心に包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行っています。

今後の取組

- 八幡市地域包括支援センター連絡協議会が研修会や交流会等を開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携を図り、相談機能の強化を進めます。

③ 地域ケア会議の推進

現 状

- 高齢者等が住み慣れた地域で必要とするサービスが総合的に利用できるよう、市や各日常生活圏域で地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、団体、事業者等の人的ネットワークとの情報ネットワークの構築を図っています。

事業内容

事業	内容
地域ケア会議	市やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が主催し、医療・介護従事者や地域の関係者等により構成し、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発等を行います。

今後の取組

- 研修等を実施し、関係機関や事業者等の連携によるサービスの質の確保と向上を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

現 状

- 地域の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が個人では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないように、地域ケア会議等を実施することで、資質・専門性の向上を図っています。

事業内容

事業	内容
介護予防ケアマネジメント	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）において、要支援1または2と認定された人の予防給付プラン及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の個別予防プランを作成します。また、一定期間ごとに効果を評価し、必要に応じてケアプランの見直しを行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）において、多くの問題を抱えた人たちと接する介護支援専門員（ケアマネジャー）の相談に応じ、ネットワークづくりなど、さまざまな支援を行います。

今後の取組

- 一人ひとりの状態の変化に対応できるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）主催の研修や勉強会を開催し、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を充実させていきます。

⑤ 多職種の連携

現 状

- 在宅で療養する高齢者等に、途切れることなく適切な医療・介護サービスが提供されるよう、かかりつけ医や医療機関、居宅介護支援事業所、介護保険事業所等の多職種と適宜、連絡調整や情報提供等を行っています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）と地域との顔の見える関係づくりを促進し、地域で高齢者への見守り・支え合い活動を行っている自治会組織等と適宜連携し、高齢者等への支援を図ります。
- それぞれの担当地域において、民生・児童委員等との連携を強化し、高齢者等の実態把握と支援の仕組みづくりを構築し、高齢者に適切な保健福祉サービスが提供されるよう支援します。

(2) 地域福祉ネットワーク活動の推進

① 社会福祉協議会による地域福祉活動の充実

現 状

- 地域福祉ネットワークの中枢を担う社会福祉協議会が実施する事業の周知や福祉情報の提供を行います。

今後の取組

- 引き続き、事業の情報提供等を進めるとともに、市民の地域福祉活動への参加を促進します。

② 民生・児童委員活動の促進

現 状

- それぞれの担当地区において、医療や介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配事等、さまざまな相談に応じています。また、その相談内容に応じて、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡等のつなぎ役を担っています。

今後の取組

- 地域で高齢者や介護をしている家族等を見守るネットワークの中心的な役割と、地域住民の身近な相談相手としての活動を促進します。

③ 福祉委員会活動の促進

現 状

- 活動において、身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見につなげています。
- また、社会福祉協議会等の関係者・専門職等と連携しながら、発見した生活・福祉課題（困りごと）の解決に向けて取り組んでいます。

今後の取組

- 高齢者に対する交流の場づくりや見守り活動を行う福祉委員会の自主的な取組であるふれあいサロン活動を支援し、思いやりと助け合いの地域づくりを促進します。

④ ボランティア・NPO等多様な主体による助け合い・支え合い活動の推進

現 状

- 国では、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指しています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会が求められています。

今後の取組

- 高齢人口が増えていくなかで多様・複雑化する課題に対し、必要に応じてボランティアの協力を得ながら課題解決に取り組めます。

⑤ 絆ネットの構築の支援（地域懇談会）

現 状

- 地域座談会では、地域活動者と専門職等関係機関が一同に集まり、取組や地域課題の共有を行うとともに、各地域での活動活性化、課題解決に向けたさまざまな連携促進を図っています。

事業内容

事業	内容
絆ネット構築支援事業	地域課題の解決に向け、社会福祉協議会への委託によりコーディネーターを配置し、地域のネットワーク構築を支援しています。

今後の取組

- 高齢者、障がい者、児童等の要配慮者に対する見守りや生活支援等の福祉課題の解決に向けて、地域住民や地域団体が主体となって取り組む、絆ネットの構築を支援します。

⑥ 福祉専門職の座談会

現 状

- 平成 30 年度（2018 年度）より地域福祉推進計画に基づき、複雑、多様化した課題に対応するため、各機関での取組の紹介や事例検討を通じて相談支援体制の在り方の検討を行っています。

今後の取組

- 分野を超えた専門機関の連携体制の構築を行うため、必要に応じた情報共有や支援を行います。

（３）相談体制と情報提供の充実

① 相談窓口の連携

現 状

- 高齢者等の各種相談に対応し、適切な助言・支援が行えるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）、保健・福祉・介護・障がいの担当課等、さまざまな相談窓口との連携を強化し、市民の利便性の向上に努めています。

今後の取組

- 高齢者や家族に対する相談・情報の提供を適切に、また、円滑に行えるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）、保健・福祉・介護・障がいの担当課や、自治会組織、民生・児童委員、居宅サービス事業所、社会福祉協議会等と適宜連携し、情報共有に努めます。

② 情報提供機能の充実

現 状

- 介護保険制度、地域支援事業等について、広報紙や市ホームページをはじめ、出前講座等の多様な機会を活用し、市民に周知・啓発を行っています。

今後の取組

- 高齢者及びその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等についての情報が得られるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の情報提供機能の充実に努めます。

③ 苦情処理体制の強化

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）や市の介護保険に関する相談窓口において、苦情相談を受けられる体制を整備しています。
- 寄せられた苦情に対しては、調査や助言等を行い、苦情等の処理にあたりとともに、関係機関との連携調整を行っています。

今後の取組

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）や市の介護保険に関する相談窓口についての周知を図ります。
- 寄せられた苦情に対して迅速で的確な対応ができるよう、関係機関との連携調整を行い、ネットワークの強化を図ります。



(4) 医療と介護の連携

① 医療と介護の連携

現 状

- 医師会や医療機関、介護保険事業所等で構成する「八幡市多職種連携在宅療養支援協議会」を開催し、多職種が必要な情報を共有して連携を図っています。
- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療・介護連携に関する相談・連絡調整や情報提供等を行っています。

今後の取組

- 「八幡市多職種連携在宅療養支援協議会」を通じて、関係機関、関係者の意識づくりと切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制及び連携の仕組みづくりに取り組みます。
- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターが中核となり、医療・介護従事者が効果的な連携ができるようにサポート体制を強化していきます。

② 在宅療養に関する情報収集と情報提供

現 状

- 八幡市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、ターミナルケアや認知症高齢者等への在宅療養に対応するため、地域の医療機関等との連携に向けて取り組んでいます。

事業内容

事業	内容
介護の日講演会開催	認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域包括ケア推進の一環として、11月11日の「介護の日」に関連した講演会を開催しています。

今後の取組

- 本市と医師会等が共催している「八幡市多職種連携を考える会」等を随時開催し、医療・介護従事者が横断的な連携強化を図っていきます。
- 本市が主催している市民向けの「八幡市介護の日講演会」を年1回開催し、医師会と連携して住み慣れた地域で療養しながら生活ができ、在宅で最期を迎えることができるよう、「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」または「人生会議」等の普及・啓発を図ります。

(5) 家族介護者への支援

① 家族介護者の交流

現 状

- 市内の在宅で介護をしている家族を対象として、介護者同士の交流の場を提供したり、家族介護者教室で適切な介護方法を身につけたりすることを目的として実施しています。

事業内容

事業	内容
家族介護者交流事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象に、介護知識・技術を習得するための教室や介護者間の交流を図ることを目的とした事業を実施しています。

今後の取組

- 家族介護者のニーズを把握し、それに即したサービス提供を行うことで、家族介護者の負担軽減に努めます。
- 介護負担を原因とする虐待を防ぐため、必要な支援や家族介護者の集まりの活用等による家族介護者支援を進めます。
- 介護等に関して共通の悩みを持つ家族介護者等の活動を促進するため、その活動の支援を行います。

② 紙おむつ等助成

現 状

- 在宅の要介護者を介護する家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等を支給しています。

事業内容

事業	内容
高齢者介護用品助成	市民税非課税世帯に属する要介護3～5またはこれに相当する在宅高齢者等を介護している市民税非課税世帯に対し、介護用品（紙おむつ等）購入経費の一部を助成しています。

今後の取組

- 紙おむつ等の支給により、経済的負担の軽減を図り、在宅介護を支援していきます。

③ 家族介護者慰労金助成

現 状

- 過去1年間、介護保険サービスを利用していない在宅で生活する要介護認定者を介護している家族に対し、経済的な負担の軽減を図り、在宅介護を支援しています。

事業内容

事業	内容
家族介護者慰労金助成	市民税非課税で過去1年間介護保険サービスを受けなかった要介護度4・5またはこれに相当する在宅高齢者等を介護している家族を対象に、介護慰労金を支給します。

今後の取組

- 家族介護者慰労金の支給により経済的負担の軽減を図り、在宅介護を支援していきます。

④ 短期入所

現 状

- 介護認定を持たないおおむね65歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援しています。

事業内容

事業	内容
短期入所事業	要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の高齢者の介護者が冠婚葬祭等の理由で一時的に介護が困難となった場合に、一時的な施設入所サービスを提供します。

今後の取組

- 必要時に短期入所を利用できるようにし、在宅介護を支援していきます。

■その他実施事業

事業	内容
地域包括支援センター運営協議会	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の運営のあり方や成果等について審議を行う市民参画組織として設置し、開催しています。
総合相談・支援	高齢介護課において、高齢者、家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行います。
多職種連携推進	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心とした保健・医療介護サービスの総合的な提供を進めるため、多職種連携在宅療養支援事業協議会を設置・開催し、在宅医療における医療職、介護職による高齢者在宅療養での連携に向けた各種取組を推進しています。
在宅医療・介護連携支援センター運営	地域の医療・介護関係者、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）等から相談を受け付け、退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行い、在宅医療・介護連携の推進を図ります。
福祉用具・住宅改修支援	福祉用具・住宅改修費給付事業の適正な利用を促進するため、要介護者・要支援者に代わり支給申請理由書の作成を行うなどの相談・情報提供等支援を、市内3社会福祉法人への委託により実施しています。
府営住宅特定目的優先入居申込受付（高齢者世帯）	市内の京都府営住宅特定目的優先入居申込について、高齢者世帯用の申込受付を行っています。

■評価指標

指標	第7期計画 実績値	第8期計画 目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ほっとあんしんネット相談件数（件）	2,308	2,700	2,900	3,100
地域ケア会議開催回数（回）	25	30	30	30
多職種連携在宅療養支援協議会開催回数（回）	—※	2	2	3

※「多職種連携在宅療養支援協議会」の令和元年度（2019年度）は、新型コロナの影響により開催延期

基本目標3 認知症施策の推進

(1) 認知症支援の充実

① 認知症に関する知識の普及・啓発

現 状

- 認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を行っています。
- 認知症に対する理解を深め、その対応策について普及・啓発を図ることを目的とした「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」、認知症を支援する人で組織し、地域特性に応じて普及啓発活動を行う「オレンジロードつなげ隊」等により、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを行っています。

事業内容

事業	内容
認知症ガイドブック作成	認知症の方とその家族が住み慣れた地域の中で生活することができるようにまとめたガイドブック「認知症ケアパス」を作成し、窓口等に配置しています。
認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成しています。

今後の取組

- 認知症サポーター養成講座の開催や「オレンジロードつなげ隊」の活動を通して、認知症に対する理解を推進していきます。
- 認知症サポーター養成講座を修了された方を対象に、講座で学んだ知識を深め、認知症の人やその家族を地域で支えるための「認知症サポーターステップアップ講座」の取組を進めていきます。
- 地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」の取組を進めていきます。

② 認知症施策の推進

現 状

- 認知症に関する知識の普及啓発や早期発見・診断・対応の仕組みづくりを行うとともに、認知症初期集中支援チーム、認知症リンクワーカーの活動を推進しています。
- 認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護をはじめとする地域密着型サービスにおいて認知症高齢者等に対するサービスの充実を図ります。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業者に対して、認知症に対する知識と理解の習得を促し、質の向上を図っています。
- 警察署、協力機関の協力をもとにさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったときにできる限り早期に発見・保護することを目的とした「八幡市あんしんネットワーク（徘徊ＳＯＳネットワーク）」を推進しています。

事業内容

事業	内容
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
八幡市あんしんネットワーク事業	行方不明の可能性がある認知症高齢者等の情報を事前に登録してもらい、協力事業所によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったとき、警察署、協力事業所等の協力を得られるネットワークにより、対象者をできる限り早期に発見・保護します。
G P S 端末利用料補助金交付	八幡市あんしんネットワークに事前登録されている認知症高齢者等の日常の見守り支援や行方不明時の所在の早期確認を行い、高齢者及びその家族の安心安全な在宅介護を支援するために、G P S 端末の利用料を補助します。

今後の取組

- 認知症サポート医と医療・介護の専門職が連携した「認知症初期集中支援チーム」により、認知症を疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を進めていきます。
- 「八幡市あんしんネットワーク（徘徊ＳＯＳネットワーク）」の登録者数を増やしていくため、認知症サポーター養成講座等で周知及び登録の促進に取り組んでいきます。
- 八幡市あんしんネットワーク行方不明等発見模擬訓練を年１回実施し、早期発見・保護することができるように努めます。

- 「八幡市あんしんネットワーク（徘徊ＳＯＳネットワーク）」に登録されている認知症の人やその家族の安心・安全な在宅介護を支援するために、「ＧＰＳ端末利用料補助金」の周知を図ります。

③ 認知症高齢者及びその家族への支援

現 状

- 初期・軽度認知症の人やその家族、地域住民が参加する「オレンジカフェ（認知症カフェ）」や、認知症の方を支援するサービスの流れなどを説明した「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」等を通じ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように支援を行っています。

事業内容

事業	内容
オレンジカフェ開催	初期軽度の認知症高齢者とその介護者を支援するため、認知症カフェを開催しています。

今後の取組

- 認知症高齢者等に対するケアが必要となったときに、かかりつけ医と専門機関やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が連携して適切な支援ができるよう努めます。
- 身近な地域で気軽に集うことができるよう、日常生活圏域に１カ所ずつ「オレンジカフェ（認知症カフェ）」の設置を目指します。

④ 小・中学生に対する福祉意識の醸成

現 状

- 身近に高齢者と触れ合う機会が減少しているなか、次代を担う子どもを対象に、高齢者や認知症に関する理解の促進を目指した福祉教育や地域での取組を進めています。

今後の取組

- 社会福祉協議会ボランティア活動センターと連携し、ボランティアグループの協力のもと、高齢者との交流や福祉体験等を通じた学習の実施等により、福祉意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の育成と支援に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

① 高齢者の権利擁護事業の推進

現 状

- サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が十分でない人等に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を推進しています。
- 判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護についての状況把握を行い、権利擁護支援が必要な方の発見と早期からの相談対応を図っています。また、虐待や親族不詳等により申立困難な高齢者に対し成年後見制度の市長申立を行います。

事業内容

事業	内容
成年後見制度利用支援 (認知症高齢者)	市内 65 歳以上の判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、成年後見審判の申立てが必要と認められる者について、親族等の申立てが期待できない場合に、民生児童委員等の要請または市の判断により、成年後見審判の代理申立てを行います。また、審判等に係る費用の一部を助成しています。

今後の取組

- 高齢者の権利侵害を防ぎ、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 対象者の権利を尊重した適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワーク化をはじめとした支援体制づくりに努めます。

② 高齢者虐待に関する周知・啓発

現 状

- 一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深められるよう、知識の普及・啓発に取り組んでいます。
- 虐待事案が発生した場合には、市等へ通報する義務があることを、地域住民をはじめ介護保険事業者や関係団体、関係機関に周知します。

今後の取組

- 高齢者虐待の疑いがある場合、通報等の義務があることの周知を図るとともに、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の資質向上のための勉強会や研修を行い、迅速に対応できるように努めます。

③ 高齢者虐待防止ネットワークの確立

現 状

- 高齢者虐待防止ネットワークを推進し、虐待の予防に取り組むとともに、虐待が起こった場合の早期発見・早期対応のために、地域において総合的な相談窓口となるほっとあんしんネット（地域包括支援センター）と連携して課題の検討や対応策の調整、対応の連携を図っています。

今後の取組

- 地域において総合的な相談窓口となるほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心に、関係機関等の連携による高齢者虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。

④ 被虐待者の保護

現 状

- 虐待を受ける高齢者の保護・分離の必要が生じた場合、短期入所、施設入所等が必要となることから、関係機関と連携し、高齢者の保護を行っています。

今後の取組

- 引き続き、介護保険事業所等の関係機関と連携し、被虐待者の保護のためのネットワークづくりを推進します。

■その他実施事業

事業	内容
権利擁護	ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を中心に認知症高齢者など自分で判断することや意思表示が難しい方の相談に応じ、権利を守るための支援を行います。

■評価指標

指標	第7期計画 実績値	第8期計画 目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	62	100	150	200
認知症初期集中支援チーム支援者数（人）	5	5	7	9
八幡市あんしんネットワーク協力機関登録数 （カ所）	103	110	115	120
認知症高齢者等 GPS 端末利用料補助金利用者数 （人）	—	5	7	9
オレンジカフェ設置数（カ所）	2	3	4	4
オレンジカフェの参加者数（人）	217	225	230	240

基本目標4 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

(1) 高齢者が活動しやすい生活環境づくり

① 高齢者の住まいに関する情報提供

現 状

- 介護保険施設や介護付き有料老人ホーム等について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「京都府福祉のまちづくり条例」、「八幡市福祉のまちづくり要綱」等に基づきバリアフリー化を推進しています。

今後の取組

- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が多様な住まいを選択することができるよう、関連する情報の収集や提供に努めます。
- 高齢者が入居を希望する際に生じる問題点に対応するため、関係機関と連携し、必要な支援を推進していきます。
- 高齢者あんしんサポートハウスや介護付有料老人ホーム等の高齢者向け住まいについては、一定数必要であると考え、居住の場の確保の観点から充実に努めます。

《市内の高齢者向け住まい（令和2年度（2020年度）末時点）》

サービス種別	施設数	定員数
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1 施設	50 人
高齢者あんしんサポートハウス	1 施設	20 人
住宅型有料老人ホーム	1 施設	57 人
サービス付き高齢者向け住宅	1 施設	56 人

② 高齢者を支える地域づくりの推進

現 状

- 住民主体やNPO法人、民間企業等の多様な主体によるニーズに合ったサービスを充実させるため、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。市内の日常生活圏域に4つの協議体、市に1つの協議体を設置して進めています。

事業内容

事業	内容
生活支援体制整備事業	地域住民や各種団体等が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを行います。

今後の取組

- 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備や高齢者の社会参加の推進をより一層推進します。また、生活支援サービスの開発、担い手の育成を進めていきます。

③ 福祉のまちづくりの推進

現 状

- 広報紙への関連記事の掲載をはじめ、パンフレットや福祉のまちづくりガイドマップ等の作成・配布等によりPR活動を行い、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及・啓発を図っています。

今後の取組

- 誰もが安心して利用できるよう、既存の公共施設を改修する際には、バリアフリー化の推進を図ります。
- 交差点部分の段差解消、勾配の緩和や視覚障がい者誘導ブロックの設置等、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの道路整備を推進します。

(2) 生活支援サービスの推進

① 配食サービス

現 状

- ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者に配食サービスを行うとともに、日常的な見守り・安否確認を実施しています。

事業内容

事業	内容
配食サービス	介護予防・生活支援サービス事業対象者や 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方を対象に、社会福祉法人への委託により、配食サービスを実施しています。

今後の取組

- 配食サービスについては、利用者数と市場の動向に注意し、サービス内容を検討していきます。

② シルバーライフラインシステムの整備

現 状

- ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の継続を支援するために、緊急連絡用等に通報装置を貸与し設置します。

事業内容

事業	内容
シルバーライフラインシステム整備	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい等級 1・2 級のひとり暮らしの方を対象に、事故通報等を行う 365 日・24 時間対応の緊急通報システムを設置しています。また、利用者に対し、月 1 回の電話による健康状態等の把握を行う「お元気コール」を実施しています。

今後の取組

- 緊急時の安否確認や孤立死防止のため、必要な方にサービスを利用してもらえるよう、広報紙や市ホームページ等を活用したサービスの周知を行い、利用者の増加を図ります。

③ 日常生活用具給付等

現 状

- ひとり暮らし高齢者等に対し、福祉電話の貸与・電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具の給付を行っています。

事業内容

事業	内容
日常生活用具給付等事業	高齢者の日常生活上の自立を促進するため、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具の給付または貸与を行います。 貸与：高齢者用電話 給付：電磁調理器、火災警報機、自動消火器

今後の取組

- ひとり暮らし高齢者等の安否確認のため、広報紙や市ホームページ等を活用したサービスの周知を行い、利用者の増加を図ります。

④ 軽度生活援助

現 状

- 要介護認定を受けていないおおむね 65 歳以上の高齢者等のいる低所得世帯に対し、在宅生活において病気やけが等で一時的に支援が必要となった場合、家事等のホームヘルプサービスを実施しています。

今後の取組

- 引き続き、軽易な日常生活上の援助を行い、要介護状態への進行防止を図ります。

⑤ 寝具乾燥等サービス

現 状

- 在宅の高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な人を対象に、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施しています。

事業内容

事業	内容
寝具乾燥等サービス事業	65 歳以上の要支援・要介護認定者で、本人及び家族等が寝具の乾燥や丸洗いをすることが困難な方を対象に、寝具乾燥サービス及び寝具丸洗いサービスを実施しています。

今後の取組

- 引き続き、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施し、衛生の保持と生活の向上を図ります。
- 令和 3 年度（2021 年度）から市町村特別給付でサービスを開始します。（P. 91 参照）



(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

① 防災意識の啓発

現 状

- 高齢者のみの世帯への防火訪問をはじめ、電気・ガス器具の無料点検を実施するなど、災害の発生を未然に防止する取組を行っています。

今後の取組

- 防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するほか、各種情報媒体を活用して防災意識の啓発に努めます。
- 自主防災組織の育成と組織の強化・充実を推進し、地域住民相互の助け合いにより、災害時に救助活動が行えるように地域の防災力の向上に努めます。

② 防犯対策の推進

現 状

- 隣近所が互いに声をかけ合うとともに、特に高齢者のみの世帯に対しては、地域での見守り体制の確立を推進しています。

今後の取組

- 犯罪を未然に防止できるよう、また、被害を最小限に食い止めるため、自治会や老人クラブの行事等、多くの高齢者が参加するイベント等を通じて啓発を行います。
- イベント等に参加していない高齢者へも啓発を行うため、広報紙や市ホームページ等を利用して情報発信します。

③ 消費者啓発の推進と相談の充実

現 状

- 高齢者を狙った悪質商法等による消費者被害にあわないよう、生活情報センターを中心に啓発を行うとともに、充実した相談体制の確保に努めています。

今後の取組

- 消費者被害にあわないよう、出前講座やセミナーの開催、イベント等での啓発を行います。
- イベント等に参加していない高齢者へも啓発を行うため、広報紙や市ホームページ等を利用して情報発信します。

④ 交通安全教室の開催

現 状

- 警察や交通安全協会、自治会組織、学区福祉委員会、民生・児童委員、老人クラブ等と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室を開催しています。

今後の取組

- 交通安全教室等を通じて高齢者の安全意識の醸成と交通マナーの向上を図り、高齢者の交通事故数の減少を目指します。



(4) 災害や感染症にかかる体制整備

① 災害発生時の避難態勢の整備

現 状

- 「八幡市地域防災計画」に基づき、大規模災害発生時の避難が迅速に行えるよう、避難する際に支援が必要な高齢者の把握や関係各課・機関、住民団体等の連携・協力による避難支援体制の確立に努めています。

今後の取組

- 介護保険施設等の協力を得ながら、指定避難所（一次避難所）での避難生活が困難な高齢者を受け入れる福祉避難所（二次避難所）の確保や物資の備蓄を進めます。

② 感染症対策に係る体制整備

現 状

- 大型の台風や集中豪雨、地震が発生した場合、市内の介護保険事業所等に被害状況の確認を行い、必要に応じて備蓄物資の配布を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、不足していたマスクや消毒液等の感染症対策用品を市内の介護保険事業所等に配布しました。
- 医師会と連携し、感染症対策等の研修会を開催し、介護保険事業所等に情報提供を行っています。

今後の取組

- 災害発生や市内の介護保険事業所等で感染症が発生した場合に備え、物品の備蓄を進めるとともに、介護保険事業所等に対して啓発や支援を行います。
- 高齢者等が、新型コロナウイルス感染症等の正しい知識を持ち、予防策を実践できるよう、日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。
- 引き続き医師会と連携し、介護保険事業所等に対して、感染症対策に関するアドバイスや情報提供を行い、感染予防を啓発するとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延・拡大予防に努めます。
- 京都府と高齢者施設団体等で新型コロナウイルスの感染が拡大して人手が不足した場合、施設間で職員相互派遣の協定を結んでいることから、緊急時にもサービス提供できるように京都府と連携を図ります。

■その他実施事業

事業	内容
老人憩いの家八寿園 運営	60 歳以上の高齢者の憩いと交流を目的とし、高齢者サークル活動や老人クラブ活動の拠点となる老人福祉施設として運営しています。
老人の家（南ヶ丘・都） 運営	60 歳以上の高齢者が利用でき、レクリエーションや趣味等の活動を行っています。
在日外国人高齢者特別 給付	制度上無年金となっている在日外国人高齢者（1926 年 4 月 1 日以前生まれ）に対して、1 人月額 1 万円の給付金を支給しています。

■評価指標

指標	第7期計画 実績値	第8期計画 目標値		
	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
生活支援体制整備協議体の会議開催回数（回）	13	13	14	15
配食サービス利用者延人数（人）	272	290	320	350
シルバーライフラインシステム利用者数（人）	356	380	390	400

基本目標5 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

(1) 介護保険サービスの提供体制の充実

① 介護サービス情報の提供

現 状

- 利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、すべての介護サービスの内容や整備状況に関する情報及びサービス評価の結果等を検索できる福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET（ワムネット）』で公開するよう助言しています。
- 市のホームページに介護保険制度の仕組みを掲載し、介護認定等の申請書類のダウンロードもできるようにしています。

今後の取組

- 広報紙や市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス提供事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民サービスの向上に努めます。
- 外国人の方を対象とした分かりやすいパンフレット等の作成を行い、介護保険制度の普及・啓発を図ります。

② 利用者・介護者への支援の充実

現 状

- 健康や福祉、介護保険サービスについて理解促進を図るため、広報紙や市ホームページ、リーフレット等による情報提供を行っています。
- 個々のニーズや外出が困難な人に対応するため、必要に応じて訪問相談を行っています。
- 生活保護は受給していないものの、収入が少ないなどの理由から生計が困難である人については、保険料の減免制度を実施しています。
- サービス利用者に対しては、要介護認定の更新勧奨通知や高額介護サービス費の勧奨通知を行うなど、各種制度の情報提供を行うとともに、市民税非課税世帯の人が介護保険施設等を利用した場合、食費や居住費の負担が軽減されるなどの各種減免制度の周知や社会福祉法人等による利用者負担額減額制度の周知を図っています。

今後の取組

- 高齢者等に対して、よりわかりやすい情報提供の方法を工夫します。
- 情報が伝わりにくい高齢者等に対しては、市が実施するさまざまな事業を通じて情報提供に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上と適正な運営

① 介護支援専門員活動支援

現 状

- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が中心となり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とする研修の実施や活動支援を行っています。

今後の取組

- 利用者の増加や複雑・多様化した要望に対応するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象にケアプラン作成技術の向上のための研修会等を実施します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務全般に対する相談に応じる窓口の周知や助言指導を行います。

② 要介護認定への取組

現 状

- 認定調査要領の作成や認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行うなど、適切な認定調査の実施に向けた取組を行っています。
- 認定調査において、被保険者の状況を把握し認定結果に適切に反映することができるよう、同席者への聞き取りを行うとともに、コミュニケーションが難しい場合には、障がい福祉課と連携して手話通訳者を手配する等、正確な内容の特記事項へ記載するよう、取組を行っています。

今後の取組

- 認定調査員一人ひとりの能力向上に向け、公平かつ適正な支援につながる体制強化を図ります。
- 京都府と連携し、介護認定審査会委員の認定調査に関する知識の習得・向上のための取組を行うほか、医師会と連携して主治医意見書の記載内容の充実に向けた取組を行います。

③ サービスに関する相談・苦情体制の強化

現 状

- 苦情相談については、市の担当部局をはじめ、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）等と連携を図りながら、幅広く相談に応じています。
- 事業者への指導や広域性・専門性を必要とする相談や苦情については、京都府や国民健康保険団体連合会、消費者センターとの連携を強化することにより、解決に向け事業者への指導・助言を行っています。
- 京都府介護保険審査会に申し立てる行政不服審査請求に関しては、市民の事前の相談に対応するとともに、迅速かつ適切に対応しています。

今後の取組

- 市は保険者として、利用者の一番身近な相談窓口として、相談や苦情に対し適切かつ迅速な対応を行います。
- ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）においても、誰もが適切な支援を受けられるよう相談体制をさらに強化していきます。

④ 事業者への支援の充実

現 状

- 介護保険制度や高齢福祉施策等の幅広い情報について、地域ケア会議等において適宜、情報提供しています。
- 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム『WAMNET（ワムネット）』等を活用し、事業者からの情報収集に努め、広報等による積極的な情報提供を行っています。また、サービス提供事業者に対しても、『WAMNET（ワムネット）』等を通じたサービスに関する情報の開示を働きかけています。

今後の取組

- サービス事業者との連絡会等あらゆる機会を通じ、介護サービス事業者に対する指導・助言を行い介護サービスの質の向上に努めます。
- 地域密着型サービスや居宅介護支援事業所については、本市に指定・指導権限があることから、事業者に対する立ち入り調査を実施するなど適切な指導・監督を行い、利用者に対し適切なサービスの提供が行われるよう取り組みます。
- 適切なケアマネジメントやサービス提供ができるよう、ほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が中心となって介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援を行います。

(3) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

① 介護人材の確保及び定着促進

現 状

- 介護サービスの担い手となる人材を確保するため、介護職員初任者研修受講料助成を行っています。
- 介護人材の確保及び定着を図るため、関係機関と協力して「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催しています。

事業内容

事業	内容
介護職員初任者研修 受講料助成	介護職員初任者研修の受講者であって、介護サービス事業所で6カ月以上継続して介護業務に従事している人を対象に、初任者研修の受講料の一部を助成しています。

今後の取組

- 複雑化、多様化する介護ニーズに対応できる人材の育成及びサービスの担い手である人材の確保、定着促進の取組に向けて、介護職員初任者研修受講料補助制度の周知や、市内社会福祉法人が開催している介護職員初任者研修の普及・啓発を推進します。
- 引き続き、京都府や関係機関と連携して「八幡市介護・福祉職場就職フェア」を開催し、介護人材の確保を支援します。

② 業務効率化の取組の強化

現 状

- 介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりを進めています。

今後の取組

- 介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、介護ロボットやICTの活用事例を周知するなど、業務の効率化を促進します。
- 業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行います。

■その他実施事業

事業	内容
介護給付費等適正化事業	介護サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、介護保険サービス利用者に、利用分の介護給付費を通知します。また、ケアプラン点検や住宅改修・福祉用具点検調査等を行います。
相談及び不服申立対応	介護保険事業その他の高齢者福祉事業等に関する相談について、窓口・電話等での対応を行います。また、京都府への不服申立がなされた場合、必要な対応を行います。
民間老人福祉施設助成	小規模社会福祉法人への処遇改善環境等の支援助成を行っています。

■評価指標

指標	第7期計画 実績値	第8期計画 目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査状況チェック（件）	全件	全件	全件	全件
介護・福祉職場就職フェア開催回数（回）	1	1	1	1
ケアプラン点検件数（件）	24	24	26	26
住宅改修点検件数（写真確認）（件）	全件	全件	全件	全件
住宅改修点検調査件数（件）	—	4	6	12
福祉用具貸与調査件数（件）	—	4	6	12

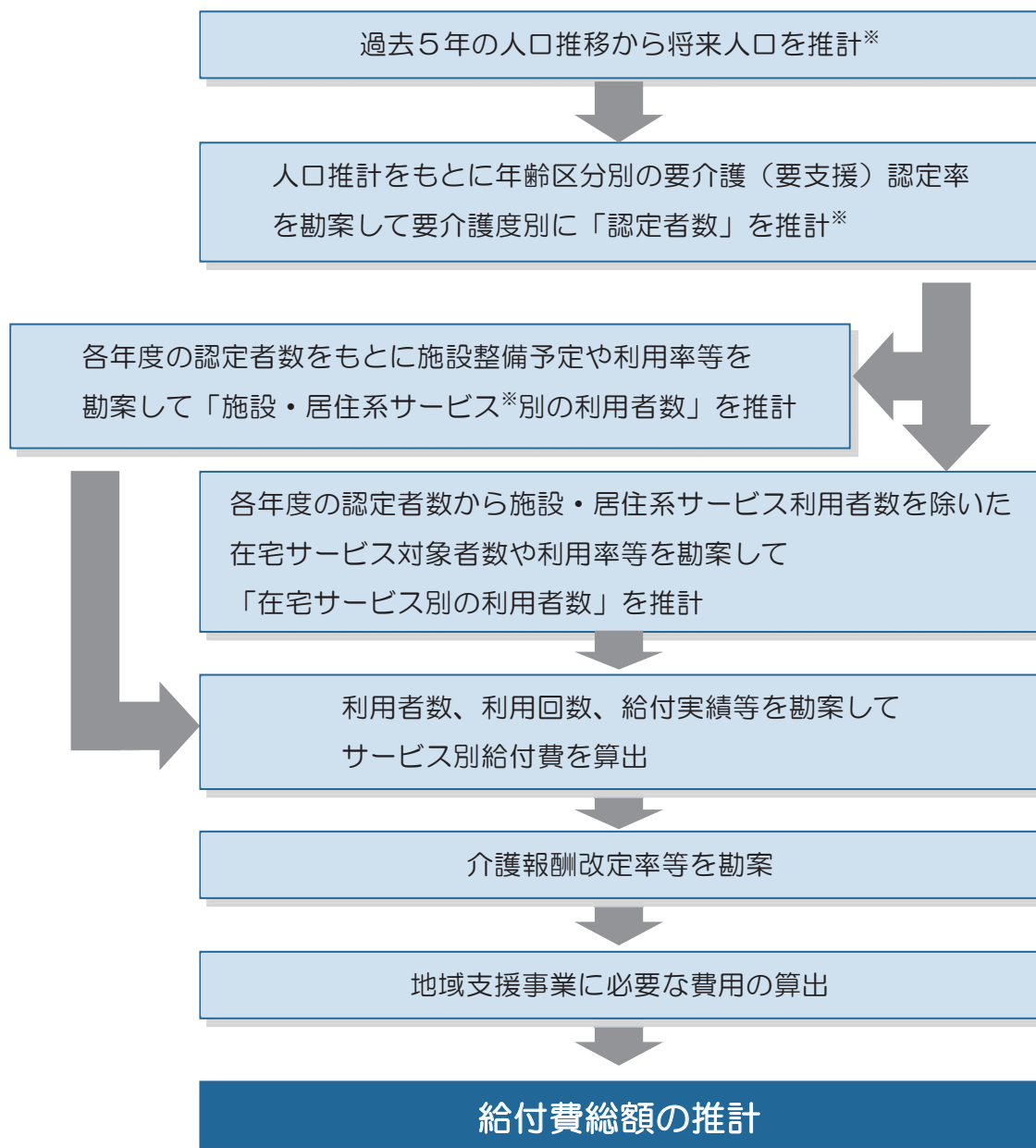


第5章 介護保険事業計画の展開

1 介護保険事業の推計の手順

第8期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された『地域包括ケア「見える化」システム』の将来推計機能を使用して推計を行いました。

■介護保険事業の見込量のおおまかな推計の流れ



※将来人口及び認定者数の推計結果は、第2章「6 2040年の八幡市の姿」を参照

2 介護保険サービスの充実

本計画の策定にあたり、基礎資料となる「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者への介護保険施策等の充実のために行政に希望することについて、「自宅でも治療が受けられる在宅医療の充実」が47.1%、「在宅介護サービスの充実」が33.0%となっています。

また、「在宅介護実態調査」では、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が80.9%となっています。

「介護支援専門員調査」では、行政に最も期待する役割について、「相談機能の充実」、「サービス基盤の充実」がともに34.9%となっています。

在宅での生活を支える支援やサービスへのニーズが高くなっており、住み慣れた地域で在宅生活を続けるためには、個々の利用者の身体状況に合わせた介護サービスの提供が必要となります。

そのため、介護サービスの充実に努め、医療と介護が連携し、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるサービス提供体制を構築できるよう取り組んでいきます。

(1) 居宅サービスの充実

地域医療構想に基づく在宅医療の推進により、医療と介護の連携の必要性が高まり、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」等について利用者が増えることが見込まれることから、サービス供給体制の整備を検討していきます。

また、サービス量の需要と供給の把握に努め、必要なサービスの拡充に取り組むとともに、介護サービス事業者への指導・助言や連携を強化することにより、質の高い介護サービスの提供に努めます。

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、介護保険法に基づき、八幡市が指定する「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」等のサービス提供事業者から、原則として市民のみが利用できるサービスです。

今後は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅サービスや居住の場の確保の観点から、既存の在宅・施設サービスの状況を踏まえ、地域密着型サービス運営協議会においてサービス提供体制について検討していきます。

（３）施設サービスの充実

在宅での介護が困難な方等が施設に入所して受けるサービスであり、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスを充実させることから、その他の施設サービスについては、今後の需給を見極めながらサービス供給体制の整備を検討していきます。

また、介護老人福祉施設等については、居住環境の質を向上させるため、既存施設の増床や既存の短期入所からの転換等、法人の実情に応じた整備が実施できるよう、支援します。



3 介護保険サービスの見込み

(1) 介護給付費等の見込み

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	593,587	633,096	666,165
	回数(回)	17,465	18,622	19,597
	人数(人)	667	708	743
訪問入浴介護	給付費(千円)	27,070	29,354	30,702
	回数(回)	175	190	198
	人数(人)	37	40	42
訪問看護	給付費(千円)	167,607	177,643	187,476
	回数(回)	3,467	3,672	3,875
	人数(人)	366	388	409
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	18,843	20,604	21,450
	回数(回)	524	572	596
	人数(人)	43	47	49
居宅療養管理指導	給付費(千円)	78,960	84,050	88,534
	人数(人)	586	623	656
通所介護	給付費(千円)	471,973	501,205	525,655
	回数(回)	4,981	5,283	5,540
	人数(人)	525	557	584
通所リハビリテーション	給付費(千円)	337,151	356,906	375,511
	回数(回)	3,290	3,481	3,656
	人数(人)	415	439	461
短期入所生活介護	給付費(千円)	95,909	101,232	106,190
	日数(日)	873	920	966
	人数(人)	95	100	105
短期入所療養介護	給付費(千円)	21,031	24,992	24,992
	日数(日)	139	165	165
	人数(人)	22	26	26
福祉用具貸与	給付費(千円)	190,856	202,297	212,942
	人数(人)	1,066	1,130	1,188
特定福祉用具販売	給付費(千円)	7,231	8,578	8,578
	人数(人)	21	25	25
住宅改修	給付費(千円)	17,145	19,076	19,076
	人数(人)	17	19	19
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	272,158	284,015	294,039
	人数(人)	111	116	120

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	45,980	49,028	49,028
	人数(人)	26	28	28
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	44,650	47,763	52,710
	回数(回)	467	499	539
	人数(人)	47	50	53
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	21,808	24,458	24,458
	回数(回)	192	215	215
	人数(人)	18	20	20
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	69,106	79,655	79,655
	人数(人)	28	32	32
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	177,220	192,932	196,025
	人数(人)	57	62	63
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	113,126	113,189	113,189
	人数(人)	30	30	30
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	48,509	53,085	55,151
	人数(人)	20	22	23
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	680,403	683,559	689,590
	人数(人)	219	220	222
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,066,325	1,074,384	1,081,215
	人数(人)	309	311	313
介護医療院	給付費(千円)	110,988	116,081	121,113
	人数(人)	23	24	25
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,733	4,735	4,735
	人数(人)	1	1	1
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	279,243	296,241	311,228
	人数(人)	1,494	1,583	1,662
合計	給付費(千円)	4,961,612	5,178,158	5,339,407

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

(2) 予防給付費等の見込み

単位：千円／年、回数／月、日数／月、人数／月

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	108	108	108
	回数(回)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	28,089	29,380	30,491
	回数(回)	660	690	716
	人数(人)	70	73	76
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,671	3,673	4,343
	回数(回)	106	106	125
	人数(人)	10	10	12
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	6,269	6,596	6,814
	人数(人)	58	61	63
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	101,595	106,117	110,067
	人数(人)	232	242	251
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,124	1,406	1,406
	日数(日)	12	15	15
	人数(人)	4	5	5
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	220	220	220
	日数(日)	2	2	2
	人数(人)	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	36,477	38,144	39,631
	人数(人)	441	461	479
特定介護予防福祉用具販売	給付費(千円)	3,333	3,333	3,642
	人数(人)	10	10	11
介護予防住宅改修	給付費(千円)	19,674	20,645	21,616
	人数(人)	18	19	20
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	12,969	14,141	14,873
	人数(人)	13	14	15
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	91	91	91
	回数(回)	1	1	1
	人数(人)	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,539	8,543	9,533
	人数(人)	9	9	10
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,982	2,984	2,984
	人数(人)	1	1	1
(3)介護予防支援	給付費(千円)	35,000	36,597	38,061
	人数(人)	622	650	676
合計	給付費(千円)	260,141	271,978	283,880

※各サービスの事業概要は、資料編4(2)を参照

4 標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
標準給付費見込額	5,537,761	5,763,658	5,948,711	17,250,130
総給付費	5,221,753	5,450,136	5,623,287	16,295,176
介護給付費	4,961,612	5,178,158	5,339,407	15,479,177
予防給付費	260,141	271,978	283,880	815,999
特定入所者介護サービス費等給付額	140,927	133,362	138,662	412,951
高額介護サービス費等給付額	148,651	152,454	157,304	458,409
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,500	21,500	23,000	65,000
算定対象審査支払い手数料	5,930	6,206	6,458	18,594

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
地域支援事業費	301,712	315,835	323,653	941,200
介護予防・日常生活支援総合事業費	201,272	210,645	217,963	629,880
包括的支援事業・任意事業費	100,440	105,190	105,690	311,320

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

(3) 市町村特別給付費の見込み

市町村特別給付は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができます。財源は65歳以上の第1号被保険者の介護保険料となります。

本市では令和3年度（2021年度）から開始し、今後のサービス利用の動向を確認しながら、サービス内容について検討していきます。

単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
市町村特別給付費	640	700	760	2,100
寝具乾燥サービス事業費	640	700	760	2,100

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため金額の積み上げが合わない場合があります。

5 介護保険料基準額の設定

(1) 介護保険料基準額の設定

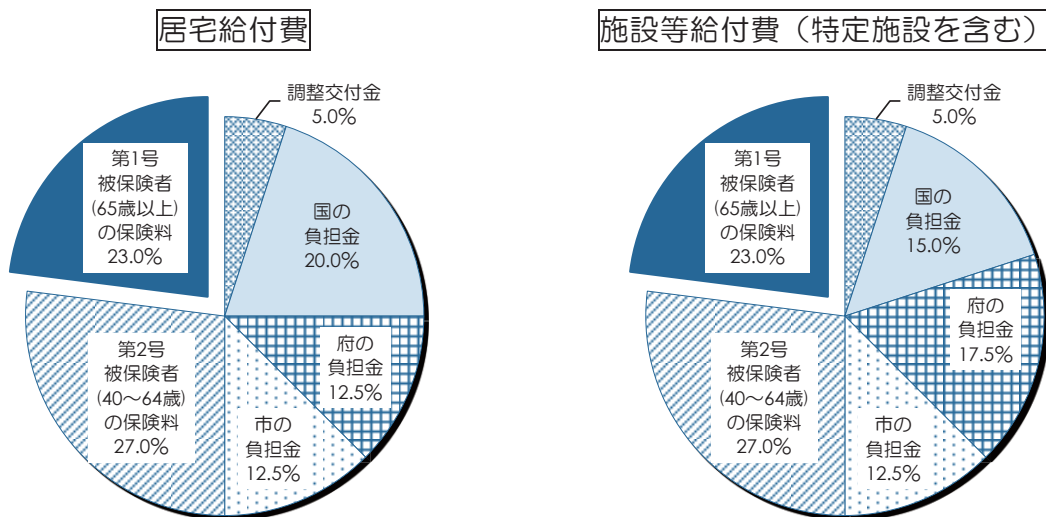
単位：千円

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
標準給付費見込額(①)	5,537,761	5,763,658	5,948,711	17,250,130
地域支援事業費(②)	301,712	315,835	323,653	941,200
第1号被保険者負担分相当額 (③=(①+②)×23%)	1,343,079	1,398,283	1,442,644	4,184,006
調整交付金相当額 (④=(①+介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%)	286,952	298,715	308,333	894,000
調整交付金見込額 (⑤=①×各年度交付割合)	50,503	92,602	127,033	270,138
市町村特別給付費等(⑥)	640	700	760	2,100
財政安定化基金拠出金見込額(⑦)				0
保険者機能強化推進交付金等交付見込額 (⑧)				58,000
介護保険給付費準備基金取崩額(⑨)				280,000
保険料収納必要額 (⑩=③+④-⑤+⑥+⑦-⑧-⑨)				4,471,968
予定保険料収納率(⑪)				99.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑫)	22,573人	22,520人	22,520人	67,614人
第8期の第1号被保険者の保険料基準額				
月額(⑩÷⑪÷⑫÷12)				5,567円
年額(月額×12)				66,800円

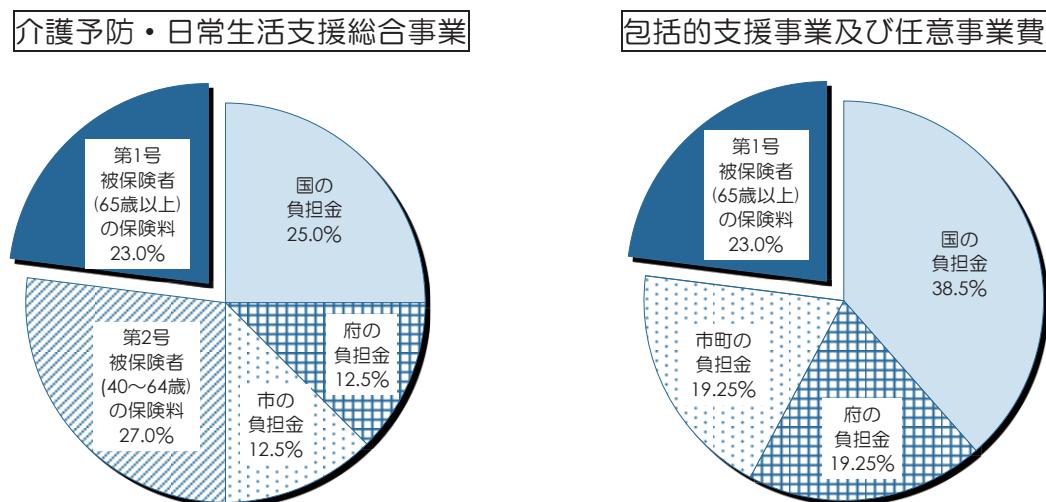
(2) 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合

介護給付等にかかる事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・府・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第8期計画の第1号保険料の負担割合は、第7期計画同様に23%となります。

標準給付費の財源構成

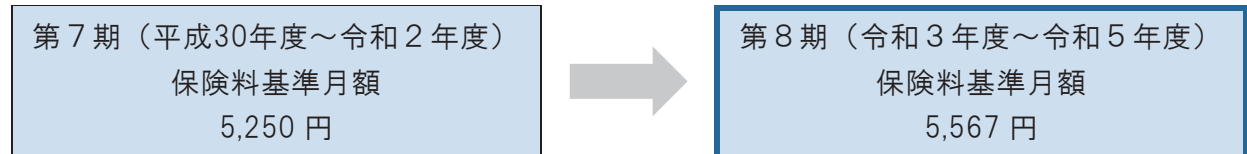


地域支援事業費の財源構成



(3) 保険料基準額

第8期においては、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数や各種サービス利用者数の増加が見込まれています。また、介護報酬改定の影響もあり、介護給付費基金準備金を最大限活用しても、介護保険料は増額となります。



	第7期	第8期	第7期⇒第8期 伸び率	推計	第9期 (令和6年度～ 令和8年度)
総人口 (人)	70,948	69,276	▲2.4%		67,355
第1号被保険者数 (人)	21,714	22,053	1.6%		21,944
65～74 歳 (人)	11,604	10,605	▲8.6%		8,638
75～84 歳 (人)	7,602	8,453	11.2%		9,877
85 歳以上 (人)	2,508	2,995	19.4%		3,429
高齢化率 (%)	30.6	31.8	—		32.6
要支援・要介護認定者数 (人)	4,070	4,608	13.2%		5,141
介護保険給付費 (千円)	4,708,450	5,431,725	15.4%		6,135,303
保険料基準月額 (円)	5,250	5,567	6.0%		6,602

※平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）は実績、令和2年度（2020年度）以降は推計値。

※第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数は10月の値かつ各期の平均値。

※介護保険給付費は補足給付、高額サービス費、地域支援事業費等は含まず、第7期・第8期は各期の平均値。

※第9期の数値は、第8期保険料算定時と同等の報酬改定・負担割合とした令和7年度（2025年度）の試算であり、今後変動することがある。

(4) 所得段階別の第1号被保険者保険料

基準保険料 年額 66,800 円（月額 5,567 円）			
保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 （年額）
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.30	20,040
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が120万円以下の人	0.50	33,400
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ第1段階、第2段階以外の人	0.70	46,760
第4段階	世帯課税で本人が市民税非課税かつ本人年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.90	60,120
第5段階	世帯課税で、本人が市民税非課税かつ第4段階以外の人	1.00	66,800
第6段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が125万円以下の人	1.09	72,810
第7段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が125万円を超え、200万円未満の人	1.30	86,840
第8段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が200万円以上、300万円未満の人	1.50	100,200
第9段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が300万円以上、400万円未満の人	1.70	113,560
第10段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が400万円以上、500万円未満の人	1.90	126,920
第11段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が500万円以上、600万円未満の人	2.10	140,280
第12段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が600万円以上、700万円未満の人	2.30	153,640
第13段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が700万円以上、800万円未満の人	2.40	160,320
第14段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が800万円以上、1,000万円未満の人	2.50	167,000
第15段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が1,000万円以上、1,500万円未満の人	2.60	173,680
第16段階	市民税本人課税者で本人合計所得金額が1,500万円以上の人	2.80	187,040



第6章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画では、できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるように、地域包括ケアシステムの考え方のもと、市民をはじめとする高齢者を取り巻くすべての人や関係機関、関係団体が協働により、基本理念の『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』の実現に向けて取組を推進することが重要となります。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、適宜、取組の実施状況の把握・点検・評価を踏まえ、適切な計画の進行管理を行います。

本市においては、地域の実情を踏まえ、協議体や地域ケア会議、八幡市多職種連携在宅療養支援協議会を推進し、生活支援施策、認知症施策、在宅医療・介護連携に関して事業の見直しを図り、施策へ反映してまいります。

また、評価にあたってはアウトカム指標や基本目標の指標、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標、今後国が示す評価指標に対する取組について実施し、評価・検証・分析を行っていきます。

（１）八幡市介護保険事業計画等策定委員会

本計画の円滑で確実な実施を図るため、適宜、委員会において本計画の進捗状況の点検、評価等の進行管理を行います。

（２）八幡市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営協議会

市民、医療や福祉の関係者による地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会において、地域包括支援センターの運営状況や地域密着型サービス事業者の指定等の事項の審議を行います。

2 評価指標

本計画において、5つの基本目標の実施による効果・成果(＝アウトカム)を指標とし、事業の実施状況に影響を受ける「中間アウトカム(成果)」と、基本理念を実現するために必要と考えられる「最終アウトカム(成果)」に区分し、次のアウトカム指標を設定します。

中間アウトカム	令和元年度実績	目標
運動機能低下のリスク	12.3%	↘
手段的日常生活動作（IADL）が高い人の割合	85.9%	↗
地域活動への参加意向	55.4%	↗
介護予防のための通いの場の参加率	5.5%	↗
認知症相談窓口の認知度	21.2%	↗
ACP または人生会議の認知度	6.0%	↗

※「第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

最終アウトカム		令和元年度実績	目標
健康寿命※1	男性	80.6 年	↗
	女性	83.4 年	↗
主観的幸福感の高い高齢者の割合		71.2%	↗
主観的健康観の高い高齢者の割合		80.6%	↗
生きがいのある高齢者の割合		59.7%	↗

※「第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査 結果報告書」より抜粋

※1：健康寿命は、介護保険認定者数から算出した0歳時点平均自立期間のこと。計算法は、健康寿命の算定の方針（平成24年9月発行、平成24年度厚生労働省科学研究費補助金による健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班）による。①算定年の2～4年前の3年間の5歳刻みの死亡者数、②算定年の前年末の5歳刻みの人口、③算定年の前年7月末の5歳刻みの要介護2以上の数から算出

基本理念の実現
誰もが「健康」で「幸せ」に 暮らし続けられるまち・やわた

1 八幡市介護保険事業計画等策定委員会設置要項

(設置)

第1条 「誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた」の実現をめざし、高齢者が健康でいきいきと暮らせる総合的な施策の推進を機能的に推進するため、八幡市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 八幡市介護保険事業計画等の策定に関すること
- (2) 八幡市介護保険事業計画等の進行管理に関すること
- (3) その他高齢者保健福祉事業についての調査研究に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療福祉関係団体の代表
- (3) 被保険者の代表

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から3年とする。

2 市長は、委員から退任の申出があったとき、または委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

2 八幡市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期：平成30年（2018年）7月1日～令和3年（2021年）6月30日

職 種	氏 名	備 考
学識経験者	坂 本 勉	佛教大学
学識経験者	堀 井 節 子	京都光華女子大学
学識経験者	室 崎 千 重	奈良女子大学
医療福祉関係者 （京都府綴喜医師会）	市 岡 直 也	市岡整形外科クリニック
医療福祉関係者 （社会福祉協議会）	辻 井 正 隆	社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
医療福祉関係者 （あんしん療養病院）	山 尾 昌 文	社会医療法人美杉会 男山病院
医療福祉関係者 （介護老人福祉施設）	稲 葉 裕 二	社会福祉法人秀孝会 特別養護老人ホーム京都ひまわり園
医療福祉関係者 （介護老人保健施設）	木 戸 真祐美	医療法人社団医聖会 介護老人保健施設梨の里
医療福祉関係者 （居宅サービス・福祉系）	林 扶仁子	社会福祉法人八幡福祉協会 京都八勝館居宅介護支援事業所
医療福祉関係者 （居宅サービス・医療系）	岡 本 年 子	医療法人昭洋会ケアプランセンター
医療福祉関係者 （地域密着型サービス）	松 井 敏	医療法人社団紀洋会 グループホームふくろくの郷
医療福祉関係者 （地域包括支援センター）	水 口 智 子	社会福祉法人若竹福祉会 八幡市地域包括支援センターやまばと
医療福祉関係者 （民生児童委員会）	遊 佐 勝 彦	八幡市民生・児童委員協議会
第1号被保険者	品 田 芳 雄	公募
第1号被保険者	中 谷 耕 二	公募

3 計画の策定経過

年月日	内 容
令和元年（2019年） 11月1日	令和元年度 第1回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○介護保険事業計画の概要、国の動向について ○公募型プロポーザルの実施について ○在宅介護実態調査について
令和2年（2020年） 2月7日	令和元年度 第2回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査及び 居宅介護支援事業所等アンケート調査について ○市町村特別給付について
2月～3月	第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査の実施 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護支援専門員調査（調査概要及び結果については、13ページからの第2章－4（高齢者の状況及び意向）を参照）
5月22日 （書面開催）	令和2年度 第1回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第8期介護保険事業計画等策定に係るアンケート調査、在宅介護 実態調査及び居宅介護事業所等アンケート調査結果報告書について ○市町村特別給付について
10月21日 （書面開催）	令和2年度 第2回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第8期介護保険事業計画等策定に係る骨格（案）について ○第8期介護保険事業計画策定のポイント ○市町村特別給付報告について
12月24日	令和2年度 第3回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第8期介護保険事業計画素案について ○第8期介護保険事業計画等策定に係るパブリックコメントの 実施について
令和3年（2021年） 1月18日～ 2月8日	パブリックコメントの実施
2月18日	令和2年度 第4回八幡市介護保険事業計画等策定委員会 ○第8期介護保険事業計画素案について ○第8期介護保険事業計画等策定に係るパブリックコメント結果及び 第8期介護保険事業計画等策定に係る介護保険料について

4 用語解説

(1) 用語解説

用語		解 説
あ	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。
	アウトリーチ	手を差し伸べること。援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
	アセスメント	ケアプランを立案するために情報を分析し、活用するサービスを総合的に判断すること。
	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）	人生会議。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としている。
	医師会	医師資格を持つ医師のみを会員資格要件とする職能団体。任意加入であるため、すべての医師が所属しているわけではない。
	一般介護予防事業	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として実施している事業。
	インセンティブ	やる気を起こさせるような刺激のこと。
	インフォーマルサービス	公的なサービス以外のもので、家族や友人、町内会や民生委員、地域住民、ボランティア等が行う、援助活動。
	SNS	Social Networking Service の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。
	NDB	National Database の略で、医療機関を受診した際に、医療機関から保険者に対して発行されるレセプトと、40歳以上を対象に行われている特定健診・保健指導の結果からなるデータベース。
	NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、民間のボランティア活動を始めとするさまざまな非営利活動の団体の総称。
	オレンジカフェ	初期軽度の認知症高齢者とその介護者を支援するため、認知症カフェを開催している。
か	オレンジロードつなげ隊	認知症の正しい理解と支援を推進するために結成されたボランティアの啓発部隊。
	介護休業・介護休暇	家族が病気や怪我、精神的な疾患などによって介護が必要な状態になった時、介護を行う労働者が取得できる休暇。
	介護給付	要介護認定を受けた人に支払われる給付のこと。
	介護支援サポーター事業	高齢者の健康・生きがいづくり等を目的として、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、市内の介護保険サービス事業所でボランティア活動を行っていただき、実績に応じて換金できるポイントを付与している。
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者や要支援者の相談に応じ、介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成や市町村、サービス事業所、施設、家族などの調整を行う者。
	介護認定審査会	市町村の附属機関として設置され、保健、医療、福祉に関する学識経験者（認定審査委員会）によって構成される合議体。

用語		解 説
介護福祉士		社会福祉士及び介護福祉士法により定められた介護・福祉分野の国家資格。専門的な知識や技術を持ち、身体上・精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある人に対して、入浴、排泄、食事などを含む介護や介護に関する指導を行う人。ケアワーカー（CW）とも呼ばれる。
介護報酬		事業者が利用者（要介護者、要支援者）に各種介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬のこと。原則として、介護報酬の7～9割は介護保険から支払われ、1～3割は利用者の自己負担となる。介護報酬はサービスごとに厚生労働大臣等が定める基準により算定される。
介護保険被保険者		市町村の住民のうち、65歳以上を第1号被保険者、40～64歳の医療保険加入者を第2号被保険者という。
介護保険保険者努力支援交付金		国は、介護費用の増加を抑える効果があるとして、自立支援や介護予防に力を入れる方針を打ち出しており、自治体にそれらの取り組みを促すために「介護保険保険者努力支援交付金」を設けている。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）		市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものとして、平成27年（2015年）4月に施行された新しいサービス。「介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）」と「一般介護予防事業」で構成される。
介護ロボット		介護が必要な人と介護する人の支援ができる機械システムで、情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）し、動作する（駆動系）という3つの要素技術を有する。
かかりつけ医		日頃からの病気や健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近な医師のこと。
管理栄養士		厚生労働大臣の免許を受けた国家資格で、病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う。
基本チェックリスト		65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。全25項目の質問で構成されており、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐためのツール。
虐待防止ネットワーク		高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために整備される関係機関や民間団体との連携協力体制のこと。
京都府福祉のまちづくり条例		高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを実現し、福祉のまちづくりを推進することが記載されている条例。
行政不服審査請求		行政庁の処分や不作為につき、審査庁に対して不服を申し立てる手続きのこと。
居住系サービス		高齢者が暮らしやすいように配慮した住まいに、食事や介護の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた住まいのこと。
居宅介護支援事業所		介護を受けながら自宅で暮らしたい高齢者に対して、ケアマネジメントを提供している事業所のこと。
居宅給付費		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護以外のサービスにかかる給付費。
ケアプラン		要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」。

用語		解 説
	ケアマネジメント	利用者のニーズに適した資源を調整し、必要とされる職種や機関と連携しながら不足する社会資源をアセスメントし、在宅生活を支援すること。
	軽度認知障害（MCI）	物忘れという主症状が見られるものの、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のこと。厚労省が発表した平成 24 年（2012 年）の調査結果によれば、全国の 65 歳以上の方のうち、軽度認知障害のある方は約 400 万人と推計されている。
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	60 歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人、家族による援助を受けることが困難な人などが入居できる老人福祉法で定められた施設。
	健康寿命	WHO（世界保健機関）によって提唱された新しい健康指標で「日常生活に制限のない期間の平均」。日常生活動作が自立し、健康で過ごせる期間のことを指す。
	健康マイレージ事業	健康づくりを促進する仕組みで、日々の運動や食事などの生活改善や健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアによる社会参加などの健康づくりメニューを行った住民が特典を受けられる制度。
	健幸マルシェ	気付き、体験、出会いをテーマに、健康に関する知識を得てもらうイベントを実施。
	高齢者あんしんサポートハウス	京都府が整備を進める施設。社会福祉法に基づく「軽費老人ホーム」（ケアハウス）であり、社会福祉法人等が社会福祉事業として運営している。食事提供や見守り、入浴、生活相談等必要な生活支援サービスが受けられ、介護が必要ないが、ひとり暮らしは不安という高齢者も安心して暮らせる等の特色を持つ住まい。
	高齢社会白書	高齢社会対策基本法に基づき、平成 8 年（1996 年）から毎年政府が国会に提出している年次報告書。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、高齢化の状況を考慮して講じる施策について明らかにしている。
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者や障がい者が自立した日常生活や社会生活を行えるよう、公共交通機関・道路・公園等、建築物の構造や設備を改善するための法律で、平成 18 年（2006 年）に定められた。
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康寿命の延伸を目的に、疾病予防や重症化予防のための保健事業とフレイル状態に陥らないための生活機能維持を含めた介護予防を市町村が一体的に実施すること。
さ	国民健康保険団体連合会	国民保険の保険者（自治体）が設立している公法人で、各都道府県に設置されている。
	コーホート変化率法	出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいてコーホート（集団）毎に将来人口を推計する方法。
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
	在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じて、必要な保健・福祉分野のサービスを受けられるように、行政機関や介護サービス提供機関や居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。
	在宅サービス	介護が必要な高齢者がいつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスのこと。
	暫定ケアプラン	暫定でケアプランを立てること。介護認定結果が出ていない人の要介護度や要支援度がどの程度であるかの予想を立て、ケアプランを作成し介護保険サービスを開始することを指す。
	施設サービス	施設に入所（入院）して受けるサービス。
	施設等給付費	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費。

用語		解 説
た	G P S 端末	Global Positioning System の略で、人工衛星を利用して自分の位置情報を正確に割り出し、送信する機器のこと。
	主治医意見書	主治医が申請者の疾病や負傷の状況などについての意見を記し、要介護認定を行う際のコンピュータによる一次判定や介護認定審査会での審査判定の資料として用いられる。
	手段的日常生活動作（I A D L）	買物、洗濯、電話、薬の管理等、「日常生活動作（Activities of Daily Living：A D L、食事、排泄、更衣、整容、入浴等、日常生活を送るために必要な基本動作のことをいう。）」より複雑で高度な動作を行える自立度の程度を示す指標を「手段的日常生活動作（Instrument Activities of Daily Living：I A D L）」という。
	主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）	平成 18 年（2006 年）の介護保険法改正で介護支援専門員の上級資格として創設された。ケアマネジャーとしてケアマネジメントを行うことに加え、他のケアマネジャーへの助言や指導、地域包括ケアシステムの構築のための地域づくり、事例検討会の開催などを通じた地域のケアマネジャーのスキルアップや交流などが役割として挙げられている。
	住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。
	消費者センター	商品やサービスなど消費者生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付、公正な立場で処理する公的機関。
	新型コロナウイルス感染症	人に感染する 7 つ目の「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症（COVID-19）のこと。
	人生会議	アドバンス・ケア・プランニング（A C P）。人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取り組み。11 月 30 日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としている。
	スーパーバイズ	自分が行ったカウンセリングに対して、より良い方法はなかったのかを先輩カウンセラーに相談し、カウンセリングスキルを上げるためのもの
	生活支援コーディネーター	地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。
	生活支援サービス	家事の一部を代行するなど、個人の家庭生活を手助けするサービス。
	生活支援体制整備協議体	市内全域（第 1 層）及び日常生活圏域に（第 2 層）に生活支援コーディネーターを配置し、支えあいの地域づくりについて話し合う協議体を設置している。
	生活支援体制整備事業	地域住民や各種団体等が連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを行う。
	生活情報センター	消費者安全法に規定する資格を有した相談員が相談を受けて、助言やあっせん等を行うとともに、消費者問題の解決や消費者被害の防止に向けて、消費者教室の開催や講師派遣、情報提供の啓発事業にも取り組んでいる。
	成年後見制度	認知症などによって判断能力が十分ではない場合に法律的に保護し、支えるための制度。
た	第 1 号被保険者	市町村の住民のうち、65 歳以上の方。
	第 1 層・第 2 層コーディネーター	第 1 層（市全域）、第 2 層（日常生活圏域）ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する人のこと。
	第 2 号被保険者	市町村の住民のうち、40 歳～65 歳未満の医療保険加入者。
	多職種	専門性を持った複数の職種。「多職種連携」とは、さまざまな職種の人が一つの目的のために連携をとりながら各自の役割を果たしていくことを指す。

用語		解 説
	ターミナルケア	看取り。病気や寿命で余命がわずかになった人に対して医療的・看護的・介護的なケアをすること。精神的・身体的な苦痛やストレスなどを緩和して、生活の質（ＱＯＬ）を保つことを目的としている。
	地域医療構想	医療・介護総合確保推進法に基づき、医療法上の医療計画に盛り込むことが義務づけられた法定計画。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域ケア会議	市やほっとあんしんネット（地域包括支援センター）が主催し、医療・介護従事者や地域の関係者等により構成し、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発等を行う。
	地域支援事業	住み慣れた地域で介護予防に努め、本人らしく元気に生活できることを目的として平成 18 年（2006 年）の制度改正時に創設された。「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の 3 つの事業を中心に行われている。
	地域福祉ネットワーク活動	地域住民と保健・福祉・医療関係者との協働による要介護者への支え合い活動。
	地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。
	地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省が提供する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。
	地域密着型サービス運営協議会	地域密着型サービスの適正な運営及び推進のため、設置・運営されている。
	超高齢社会	65 歳以上の人口の割合が全人口の 21%を占めている社会のこと。65 歳以上の人口が、全人口に対して 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。
	調整交付金	市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の 5%相当分を交付するものであり、第 1 号被保険者における後期高齢者加入割合や所得段階別人数割合によって国からの交付金が増減します。そのため、第 1 号被保険者の負担割合も併せて増減します。
	チームオレンジ	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み。
	通所型サービス	要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者へ通所介護サービスを提供している。
	通所型サービス B	登録事業者による、通いの場の確保、介護予防・閉じこもり予防を目的としたサービスを提供している。
	通所型サービス C	身体機能の低下がみられるが短期集中的な支援により改善が見込まれる方を対象とした運動教室、閉じこもり予防・口腔機能向上・栄養改善のための教室を開催している。
	綴喜在宅医療推進会議	綴喜圏域の 2 市 2 町の医師会と行政で構成し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活が続けることができるよう、在宅医療の円滑な推進を図ることを目的とする会議。
	データベース	複数の主体で共有、利用したり、用途に応じて加工や再利用がしやすいように、一定の形式で作成、管理されたデータの集合のこと。
	出前講座	市役所の管理職員等が講師となって、市の仕事や制度、暮らしに役立つ身近なテーマについてお話しする講座。

用語		解 説
な	二次避難所 (福祉避難所)	自宅での生活などが困難であり、介護を必要としている人達を一時的に受け入れてくれる施設のこと。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
	任意事業	要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して、介護予防のためのサービスとして提供される事業のうち、市町村独自の発想や創意工夫した形で実施するもの。
	認知症ケア	認知症・認知障がいに対する各種のケアの総称。
	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人。
	認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成している。
	認知症施策推進大綱	認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年（2019年）6月18日にとりまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。
	認知症リンクワーカー	認知症初期集中支援チームと連携しながら、認知症の人やその家族に寄り添い、必要なサポートを行うことができる専門職。
	認定調査	要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。
	認定調査員	介護保険の要介護認定（要支援の認定を含む）を申請している被保険者宅等を訪問し、一次判定に必要な調査票と特記事項を作成する面接調査員のこと。
は	ノーマライゼーション	社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者も健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
	ハイリスクアプローチ	健康障がいを引き起こすリスクのうち、特にリスクが高い患者に対して、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチ。
	パブリックコメント	行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	標準給付費	総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた費用。
	福祉委員会	民生・児童委員や町内会、社会福祉協議会などの関係者や専門職等とともに、近隣住民に働きかけ、一緒になって、身近な地域の困りごと等の発見、解決に向けた活動を行う。
	福祉サービスの利用援助	福祉サービスを利用するための支援や、日常的な金銭管理の支援を行う。
	フレイル	「健康」と「要介護」の中間の段階であり、身体的脆弱性・精神心理的脆弱性・社会的脆弱性といった問題を抱えている状態。
	ふれあいサロン	介護予防の観点から、地域内で社会から孤立した状態で生活している閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会参加・健康づくり・仲間づくりなどを目的とした活動。
	ヘルスケア事業	健康の維持や増進のための行為や健康管理のこと。

用語		解 説
	包括的支援事業	地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に 行う事業。
	訪問診療（在宅医療）	病院への通院が困難な方や自宅での終末期療養を望む方、寝たきり期の高齢 者などを対象とし、医師や看護師が定期的に自宅を訪問し、診察、治療、検 査、投薬など一般的に病院で行われている医療サービスを提供すること。
	保健師	保健指導に従事することを業とする人。保健師助産師看護師法に定められて いる資格職。地域に住む住民の保健指導や健康管理を行う。
	保険者機能強化推進交付金	PDCA サイクルによる取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとし て、市町村や都道府県のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的 な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関 する取組を支援する交付金。
	ポピュレーションアプ ローチ	多くの人々が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩 恵をもたらす事に注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。
ま	民生・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民 生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。地域住民の一員として、そ れぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行 政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす。
や	八幡市あんしんネット ワーク事業	行方不明の可能性がある認知症高齢者等の情報を事前に登録してもらい、協 力事業所によるさりげない見守りや、認知症高齢者等が行方不明になったと き、警察署、協力事業所等の協力を得られるネットワークにより、対象者を できる限り早期に発見・保護する。
	八幡市介護・福祉職場就 職フェア	八幡市と八幡市老人福祉施設連絡協議会が主催し、八幡市内の介護・障がい 事業所が出展して合同就職説明会を実施し、福祉人材の確保・定着を図るた めの催し物。
	八幡市子ども・子育て支 援事業計画	幼児期の教育・保育環境の整備および子ども・子育て支援施策の方向性、子 育て家庭のニーズに対応できる事業提供体制を確保するための具体的な方策 をまとめた計画。
	八幡市障がい者計画・ 障がい福祉計画・障がい 児福祉計画	障がいのある人の生活状況や課題を把握し、障がい施策の基本的な考え方や 具体的な取り組みおよび障がい福祉サービスの目標等を明らかにした計画。
	八幡市総合計画	市のまちづくりの指針となり、基本構想を実現するための施策を総合的かつ 体系的にまとめた計画。
	八幡市多職種在宅療養支 援協議会	医療・介護関係者の地域包括ケアに対する意識の醸成を図るとともに、必要 な情報を共有して地域包括ケアの推進を行う協議会。
	八幡市多職種連携を考え る会	八幡市と医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支 援センター、民間企業が共催し、医療・介護従事者が連携を図るための講演 やグループワーク等を実施。
	八幡市地域福祉推進計画	地域福祉の推進に関することを定めた「八幡市地域福祉計画」と、社会福祉 協議会が主体となって地域住民や各団体が地域福祉を推進するための活動方 針をまとめた「八幡市地域福祉活動計画」の2つの計画を一体的にまとめた 計画。
	八幡市地域防災計画	市域に係る防災に関して、市および防災関係機関が処理すべき事務や業務の 大綱等を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民 の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としており、八幡市防災 会議が策定する計画。
	八幡市福祉のまちづくり 要綱	高齢者等にとって住みやすいまちはすべての市民にとって住みよいまちであ るとの認識に基づき、高齢者等が安全で快適な環境で生活できるよう、まち の条件を整備し、福祉のまちを築くことが記載されている要綱。
	八幡市老人福祉施設連絡 協議会	八幡市内において高齢者施設を運営する社会福祉法人が連携を図り、老人福 祉の増進に寄与することを目的した団体。

用語		解 説
	やわたスマートウェルネスシティ計画	身体面の健康だけではなく、個々人が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を営むことをまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で幸せに暮らせる新しい都市モデルを構築するための計画。
	有病率	ある一時点において、疾病を有している人の割合。
	有料老人ホーム	食事の提供、介護（入浴・排泄など）の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいや能力の差、また国や文化、言語の差を問わず、誰でもわかりやすく、利用しやすい物を作るためのデザインのこと。
	要介護認定者	要介護または要支援の認定を受けている人。
ら	リハビリテーション	単なる機能回復訓練ではなく、地域社会のなかで人間らしく生きる権利の回復や、自分らしく生きるためのすべての活動のこと。
	レセプト	診療報酬明細書。患者が医療機関で健康保険を使って受診したときの患者の自己負担分以外の報酬を、医療機関が保険者に請求するためのもの。
	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

(2) 介護保険サービス

サービス名称	対象	事業概要
① 居宅サービス		
訪問介護	要介護 1～5	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス。
訪問入浴介護	要介護 1～5	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。
（介護予防訪問入浴介護）	要支援 1・2	
訪問看護	要介護 1～5	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。
（介護予防訪問看護）	要支援 1・2	
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
（介護予防訪問リハビリテーション）	要支援 1・2	
居宅療養管理指導	要介護 1～5	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。
（介護予防居宅療養管理指導）	要支援 1・2	
通所介護	要介護 1～5	日中、老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
通所リハビリテーション	要介護 1～5	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。
（介護予防通所リハビリテーション）	要支援 1・2	
短期入所生活介護	要介護 1～5	介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。
（介護予防短期入所生活介護）	要支援 1・2	
短期入所療養介護	要介護 1～5	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。
（介護予防短期入所療養介護）	要支援 1・2	
福祉用具貸与	要介護 1～5	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担う。
（介護予防福祉用具貸与）	要支援 1・2	
特定福祉用具販売	要介護 1～5	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行う。
（特定介護予防福祉用具販売）	要支援 1・2	
住宅改修	要介護 1～5	在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービス。利用者だけではなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てる。
（介護予防住宅改修）	要支援 1・2	
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
（介護予防特定施設入居者生活介護）	要支援 1・2	

サービス名称	対象	事業概要
②地域密着型サービス		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護１～５	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。 １つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。
夜間対応型訪問介護	要介護１～５	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う。
地域密着型通所介護	要介護１～５	日中、利用定員１８人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。
認知症対応型通所介護	要介護１～５	老人デイサービスセンターや介護老人福祉施設などにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。
（介護予防認知症対応型通所介護）	要支援１・２	
小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
（介護予防小規模多機能型居宅介護）	要支援１・２	
認知症対応型共同生活介護	要介護１～５	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。少人数（５～９人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。
（介護予防認知症対応型共同生活介護）	要支援２	
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護１～５	介護保険の指定を受けた入居定員が２９人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護３～５	定員が２９人以下の介護老人福祉施設に入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護１～５	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になる。
③施設サービス		
介護老人福祉施設	要介護３～５	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。
介護老人保健施設	要介護１～５	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。

サービス名称		対象	事業概要
	介護医療院	要介護１～５	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。
	介護療養型医療施設	要介護１～５	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。
④計画をつくるサービス			
	居宅介護支援	要介護１～５	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。
	介護予防支援	要支援１・２	要支援１または要支援２の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。

八幡市高齢者健康福祉計画及び第8期介護保険事業計画
令和3年3月

発 行：八幡市 編 集：健康部 高齢介護課
住 所：〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75
電 話：075-983-1328（介護給付係）
 075-983-3594（介護認定係）
 075-983-5471（地域支援係）
FAX：075-972-2520

